

令和8年江南市議会6月定例会議案目録

令和8年6月5日

議案第53号	人権擁護委員の推薦について	P	3
議案第54号	江南市農業委員会委員の任命について	P	8
議案第55号	江南市市税条例の一部改正について	P	22
議案第56号	江南市介護保険条例の一部改正について	P	63
議案第57号	江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P	67
議案第58号	江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P	80
議案第59号	(仮称)宮田東・藤里統合保育園建設(建築)工事請負契約の変更について	P	110
議案第60号	(仮称)宮田東・藤里統合保育園建設(管)工事請負契約の変更について	P	112
議案第61号	特定都市河川浸水被害対策推進事業 古知野南小学校雨水貯留施設設置工事(週休2日)請負契約の変更について	P	114
議案第62号	はしご付消防自動車売買契約の締結について	P	116
議案第63号	江南市コミュニティセンター及び江南市立児童館に係る指定管理者の指定について	P	118
議案第64号	令和8年度江南市一般会計補正予算(第3号)	P	131
議案第65号	令和8年度江南市介護保険特別会計補正予算(第1号)	P	163
議案第66号	令和8年度江南市水道事業会計補正予算(第2号)	P	173

議案第67号	令和8年度江南市下水道事業会計補正予算（第1号）	P	183
報告第3号	令和7年度江南市一般会計継続費繰越計算書について	P	190
報告第4号	令和7年度江南市一般会計繰越明許費繰越計算書について	P	193
報告第5号	令和7年度江南市水道事業会計予算繰越計算書について	P	199
報告第6号	令和7年度江南市下水道事業会計予算繰越計算書について	P	201
報告第7号	令和8年度江南市土地開発公社の経営状況について	P	203

令和8年議案第53号

人権擁護委員の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和8年6月5日提出

江南市長 澤田 和延

記

住 所

氏 名 大池 健弘

生年月日

提案理由

この案を提出するのは、人権擁護委員 大池健弘氏が令和8年9月30日任期満了するので、後任の者を推薦する必要があるからであります。

## 大池健弘履歴

住 所

生年月日

学 歴

職 歴



(参 考)

人 権 擁 護 委 員 名 簿

(令和8年6月1日現在)

住 所	氏 名	生 年 月 日	任 期
	大池 健弘		自令和 5年10月 1日 至令和 8年 9月30日
	高田 愛子		自令和 6年 4月 1日 至令和 9年 3月31日
	仙田 桂		自令和 6年10月 1日 至令和 9年 9月30日
	佐口多寿枝		自令和 7年 4月 1日 至令和10年 3月31日
	武馬 健之		自令和 7年 4月 1日 至令和10年 3月31日
	河原 佳子		自令和 7年 4月 1日 至令和10年 3月31日
	沢田富美夫		自令和 7年10月 1日 至令和10年 9月30日
	長尾恵利世		自令和 8年 4月 1日 至令和11年 3月31日
	柴田 広美		自令和 8年 4月 1日 至令和11年 3月31日

(参 考)

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の使命）

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 （略）

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4及び5 （略）

6 人権擁護委員の推薦及び委嘱に当つては、すべての国民は、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第7条第1項第4号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

7及び8 （略）

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

令和8年議案第54号

江南市農業委員会委員の任命について

下記の者を江南市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

江南市長 澤田 和延

記

住 所

氏 名 佐分 美夫

生年月日

住 所

氏 名 今井 敏哉

生年月日

住 所

氏 名 岩田 明

生年月日

住 所

氏 名 石原 延浩

生年月日

住 所

氏 名 江端 義人

生年月日

住 所

氏 名 伊藤 十代司

生年月日

住 所

氏 名 岩井 孝之

生年月日

住 所

氏 名 泉 義昭

生年月日

住 所

氏 名 柴垣 鋳造

生年月日

住 所

氏 名 鈴木 孝

生年月日

#### 提案理由

この案を提出するのは、令和8年7月20日から令和11年7月19日までを任期とする江南市農業委員会委員を任命する必要があるからであります。

佐 分 美 夫 履 歷

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

今 井 敏 哉 履 歷

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

岩 田 明 履 歷

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

石原延浩履歷

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

江 端 義 人 履 歷

住 所

生年月日

学 歷

職 歷

伊藤十代司履歴

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

岩 井 孝 之 履 歷

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

泉 義 昭 履 歷

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

柴垣 鉦造 履 歷

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

鈴木孝履歴

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

(参 考)

農業委員会等に関する法律（抜粋）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

（1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（2）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、次に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者（農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

（1）認定農業者である個人

（2）認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

6 前項に定めるもののほか、市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。

7 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

3 委員は、再任されることができる。

農業委員会等に関する法律施行規則（抜粋）

（認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合）

第2条 法第8条第5項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- （1）当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が、委員の定数に30を乗じて得た数を下回る場合（以下この条及び第5条第1項第4号において「認定農業者が少ない場合」という。）において、委員の過半数を法第8条第5項各号に掲げる者（以下「認定農業者等」という。）又は次に掲げる者とするとき。

イ 認定農業者等であつた者

ロ～ヌ （略）

- （2）委員の過半数を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とする事とすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合（認定農業者が少ない場合に限る。）において、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とするとき。

- （3）～（5） （略）

江南市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

（抜粋）

（委員の定数）

第2条 委員の定数は、10人とする。

令和8年議案第55号

江南市市税条例の一部改正について

江南市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年6月5日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、固定資産税の免税点の見直し、都市施設の充実を図るための法人市民税の不均一課税の適用期限の延長等について、所要の整備を図る必要があるからであります。

## 江南市市税条例の一部を改正する条例（案）

江南市市税条例（昭和30年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第32条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第33条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第35条の2第1項ただし書中「及び第35条の3の3第1項」を「並びに第35条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第35条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第35条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第25条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受け

るものに限る。)の支払を受ける第25条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第35条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第59条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第4条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第5条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第5条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第5条の3の2第1項」を「附則第5条の3第1項」に改め、同条を附則第5条の3とする。

附則第5条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の4第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第6条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第5条の3の2第1項」を削る。

附則第7条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第8条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第17項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第18項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第15項とし、同条中第19項を第16項とし、第20項を第17項とし、同条に次の1項を加える。

18 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第8条の3第6項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第8項第5号及び第10項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第3

2項」に改め、同条第13項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第14項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第14条の3の2第3項第2号及び第14条の4第3項第2号中「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「及び附則第5条の3第1項」に改める。

附則第17条の3中「第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項、第14項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附則第18条第3項第2号中「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「及び附則第5条の3第1項」に改める。

附則第18条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡を

した時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条第5項第2号及び第19条の2第2項第2号中「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「及び附則第5条の3第1項」に改める。

附則第19条の3の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の4 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第32条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

（2）第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第3

3条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項第2号中「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「及び附則第5条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の2の2第2項第2号及び第5項第2号中「、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項」を「及び第5条の3第1項」に改める。

附則第21条第1項中「令和9年3月31日」を「令和14年3月31日」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第35条の2第1項ただし書、第35条の3の2及び第35条の3の3の改正規定並びに附則第4条の改正規定及び附則第5条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第59条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

(3) 第33条の7第2項の改正規定並びに附則第5条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第7条の2の改正規定及び附則第18条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4

項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第5条の4の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第19条の3の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の江南市市税条例第35条の3の3第1項及び第2項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に支払いを受けるべき公的年金等について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した同号に掲げる規定による改正前の江南市市税条例第35条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の江南市市税条例附則第5条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若

しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の江南市市税条例附則第5条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 前条第3号に掲げる規定による改正後の江南市市税条例附則第18条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 前条第4号に掲げる規定による改正後の江南市市税条例附則第19条の4の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の江南市市税条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和7年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の江南市市税条例第59条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和8年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(参 考)

江南市市税条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
(所得割の課税標準)	(所得割の課税標準)
第32条 (略)	第32条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 法第23条第1項第15号に規定する特定 配当等(次項及び第33条の9において「特 定配当等」という。)( <u>同号ロに掲げるも のを除く。以下この項において同じ。</u> )に 係る所得を有する者に係る総所得金額 は、当該特定配当等に係る所得の金額を 除外して算定する。	3 法第23条第1項第15号に規定する特定 配当等(以下この項及び次項並びに第33 条の9において「特定配当等」という。) に係る所得を有する者に係る総所得金 額は、当該特定配当等に係る所得の金額 を除外して算定する。
4～6 (略)	4～6 (略)
(寄附金税額控除)	(寄附金税額控除)
第33条の7 (略)	第33条の7 (略)
2 前項の特例控除額は、法第314条の7第 11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の 規定により読み替えて適用される場合を 含む。)に定めるところにより計算した金 額とする。	2 前項の特例控除額は、法第314条の7第 11項(法附則第5条の6第2項の規定により 読み替えて適用される場合を含む。)に定 めるところにより計算した金額とする。
(市民税の申告)	(市民税の申告)
第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者 は、3月15日までに、施行規則第5号の4様 式(別表)による申告書を市長に提出し なければならない。ただし、法第317条の 6第1項又は第4項の規定により給与支払 報告書又は公的年金等支払報告書を提 出する義務がある者から1月1日現在に おいて給与又は公的年金等の支払を受 けている者で前年中において給与所得 以外の所得又は公的年金等に係る所得	第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者 は、3月15日までに、施行規則第5号の4様 式(別表)による申告書を市長に提出し なければならない。ただし、法第317条の 6第1項又は第4項の規定により給与支払 報告書又は公的年金等支払報告書を提 出する義務がある者から1月1日現在に おいて給与又は公的年金等の支払を受 けている者で前年中において給与所得 以外の所得又は公的年金等に係る所得

新	旧
<p>以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号並びに第35条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。))及び第26条第2項</p>	<p>以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。))及び第26条第2項に規定する者(施</p>

新	旧
<p>に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p>	<p>行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p>
<p>2～9 (略) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>	<p>2～9 (略) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>
<p>第35条の3の2 所得税法第194条第1項の</p>	<p>第35条の3の2 同左</p>
<p>規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>	
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。<u>次条第1項第2号において同じ。</u>)(合計所得金額が133万円以下であるものに限る。)の氏名</p>	<p>(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、<u>合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。</u>)の氏名</p>
<p>(3)及び(4) (略)</p>	<p>(3)及び(4) (略)</p>

新	旧
2～4 (略)	2～4 (略)
<p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第5項</u>及び第51条の9第3項において同じ。)により提供することができる。</p>	<p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第4項</u>及び第51条の9第3項において同じ。)により提供することができる。</p>
<p>6 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p>	<p>6 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p>
<p>第35条の3の3 <u>次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)</u>は、<u>公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)</u>の支払者をいう。以下この条において同じ。)<u>から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>第35条の3の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)</u>の支払を受ける者であって、<u>特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であ</u></p>
<p>(1) <u>所得税法第203条の6第1項の規定</u></p>	<p><u>あ</u></p>

新	旧
<p><u>により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u></p> <p>(2) <u>法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第25条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。)に係る所得を有する者に限る。)</u>又は<u>扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)</u>若しくは<u>特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者</u></p> <p>(3) <u>法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第25条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。))であつ</u></p>	<p><u>るものに限る。))をいう。第2号において同じ。)</u>又は<u>扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)</u>若しくは<u>特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)</u>で<u>市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経路すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)</u>から<u>毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>当該公的年金等支払者の名称</u></li> <li>(2) <u>特定配偶者の氏名</u></li> <li>(3) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></li> <li>(4) <u>その他施行規則で定める事項</u></li> </ol>

新	旧
<p><u>て、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者</u></p> <p>2 <u>前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>公的年金等支払者の名称</u></p> <p>(2) <u>公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u></p> <p>(3) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(4) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p> <p>(5) <u>その他施行規則で定める事項</u></p>	
<p>3 <u>第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事</u></p>	<p>2 <u>前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載す</u></p>

新	旧
<p>項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出</u>することができる。</p>	<p>べき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出</u>することができる。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令<u>第48条の9の8</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>	<p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令<u>第48条の9の7の3</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>
<p>6 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>	<p>5 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>
<p>(固定資産税の免税点)</p>	<p>(固定資産税の免税点)</p>
<p>第59条 同一のものについてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地<u>又は家屋</u>にあつては30万円、償却資産にあつては<u>180万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p>	<p>第59条 同一のものについてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、<u>家屋</u>にあつては<u>20万円</u>、償却資産にあつては<u>150万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>

新	旧
<p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第4条 平成30年度<u>以後</u>の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p>	<p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第4条 平成30年度<u>から令和9年度までの</u>各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p><u>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</u></p> <p><u>第5条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。))が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)</u>においては、<u>法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)</u>を、<u>当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p>

新	旧
<p>(<u>個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除</u>)</p> <p><u>第5条の3</u> 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(<u>同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。</u>)には、<u>法附則第5条の4第5項</u>(同条第7項の規定により読み替えて適用さ</p>	<p><u>2</u> <u>前項の規定の適用がある場合における第33条の8及び第33条の9第1項の規定の適用については、第33条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3第1項」とする。</u></p> <p><u>3</u> <u>第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。</u></p> <p><u>第5条の3の2</u> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(<u>居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>)において、<u>前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5</u></p>

新	旧
<p>れる場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p><u>条の4の2第5項</u>(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>
<p>2 前項の規定の適用がある場合における第33条の8及び第33条の9第1項の規定の適用については、第33条の8中「前2条」あるのは「前2条並びに<u>附則第5条の3第1項</u>」と、第33条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第5条の3第1項</u>」とする。</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合における第33条の8及び第33条の9第1項の規定の適用については、第33条の8中「前2条」あるのは「前2条並びに<u>附則第5条の3の2第1項</u>」と、第33条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第5条の3の2第1項</u>」とする。</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p>
<p>第5条の4 第33条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第33条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、<u>附則第14条の3の2第1項、附則第14条の4第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の3第1項、附則第19条の4第1項又は附則第20条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第33条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法<u>附則第5条の6第3項又は第4項</u>の規</p>	<p>第5条の4 第33条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第33条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、<u>附則第14条の3の2第1項、附則第14条の4第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第33条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法<u>附則第5条の6第2項</u>の規定により読み替えて適用される</p>

新	旧
<p>定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p>
<p>第6条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>	<p>第6条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>
<p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第32条から第33条の3まで、第33条の6から第33条の8まで、附則第5条第1項、附則第5条</p>	<p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第32条から第33条の3まで、第33条の6から第33条の8まで、附則第5条第1項、附則第5条</p>

新	旧
<p>の3第1項及び附則第5条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p>	<p>の3第1項、<u>附則第5条の3の2第1項</u>及び附則第5条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(<u>法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>)に規定するところにより控除すべき額を、第33条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第33条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第8条の2 (略)</p>	<p>第8条の2 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 法<u>附則第15条第24項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p>	<p>3 法<u>附則第15条第25項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>
<p>4 法<u>附則第15条第24項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p>	<p>4 法<u>附則第15条第25項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>
<p>5 法<u>附則第15条第24項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p>	<p>5 法<u>附則第15条第25項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>

新	旧
6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。	6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。
7 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>5分の3</u> とする。	7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>7分の6</u> とする。
8 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。
9 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。
10 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
	11 <u>法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u>
	12 <u>法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u>
	13 <u>法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u>
11 法附則第15条第27項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	14 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
12 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	15 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
13 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	16 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
14 法附則第15条第39項に規定する条例	17 法附則第15条第40項に規定する条例

新	旧
<p>で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>で定める割合は、3分の1とする。</p>
<p><u>15</u> 法附則第15条第40項に規定する条例 で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p><u>18</u> 法附則第15条第41項に規定する条例 で定める割合は、4分の3とする。</p>
<p><u>16</u> (略)</p>	<p><u>19</u> (略)</p>
<p><u>17</u> (略)</p>	<p><u>20</u> (略)</p>
<p><u>18</u> 法附則第15条の11第1項に規定する条 例で定める割合は、3分の1とする。</p>	
<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額 の規定の適用を受けようとする者がすべ き申告)</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額 の規定の適用を受けようとする者がすべ き申告)</p>
<p>第8条の3 (略)</p>	<p>第8条の3 (略)</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合 住宅について、同項の規定の適用を受け ようとする者は、当該耐震基準適合住宅 に係る耐震改修が完了した日から3月以 内に、次に掲げる事項を記載した申告書 に当該耐震改修に要した費用を証する 書類及び当該耐震改修後の家屋が令附 則第12条第20項に規定する基準を満た すことを証する書類を添付して市長に 提出しなければならない。</p>	<p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合 住宅について、同項の規定の適用を受け ようとする者は、当該耐震基準適合住宅 に係る耐震改修が完了した日から3月以 内に、次に掲げる事項を記載した申告書 に当該耐震改修に要した費用を証する 書類及び当該耐震改修後の家屋が令附 則第12条第19項に規定する基準を満た すことを証する書類を添付して市長に 提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(1)～(6) (略)</p>
<p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住 改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住 改修専有部分について、これらの規定の 適用を受けようとする者は、同条第4項 に規定する居住安全改修工事が完了し た日から3月以内に、次に掲げる事項を 記載した申告書に施行規則附則第7条第 9項各号に掲げる書類を添付して市長に</p>	<p>7 同左</p>

新	旧
<p>提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令<u>附則第12条第24項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第25項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令<u>附則第12条第23項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第24項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p>
<p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第32項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p>	<p>8 同左</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p>
<p>9 (略)</p>	<p>9 (略)</p>
<p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条</p>	<p>10 同左</p>

新	旧
<p>の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令 <u>附則第12条第32項</u> に規定する補助金等	(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令 <u>附則第12条第31項</u> に規定する補助金等
(6) (略)	(6) (略)
11及び12 (略)	11及び12 (略)
<p>13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
<p>14 法附則第15条の11第1項の<u>改修特別特定建築物</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3</p>	<p>14 法附則第15条の11第1項の<u>改修実演芸術公演施設</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日か</p>

新	旧
<p>月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)</u>又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>ら3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p>
<p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>(1)及び(2) (略)</p>
<p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)</u>のいずれに該当するか の別</p>	<p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか</u>の別</p>
<p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(4)～(6) (略)</p>
<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p>
<p>第14条の3の2 (略)</p>	<p>第14条の3の2 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>3 同左</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第</p>	<p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第</p>

新	旧
<p>33条の9第1項、<u>附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項</u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、<u>附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、<u>附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項</u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33</p>	<p>33条の9第1項、<u>附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、<u>附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 同左</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、<u>附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、</p>

新	旧
<p>条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び<u>附則第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項、<u>附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>
<p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>第17条の3 法附則第15条第1項、<u>第8項、第12項、第14項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第36項、第40項若しくは第43項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第121条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>第17条の3 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第37項、第41項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第121条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p>
<p>第18条 (略)</p>	<p>第18条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>3 同左</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び附</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第5条第1項、<u>附則</u></p>

新	旧
<p>則第5条の3第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第18条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項</p>	<p>第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第18条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項</p>

新	旧
<p>に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>
<p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p>	<p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 <u>第1項(第2項において準用する場合を含む。)</u>の場合において、<u>所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにお</u></p>	

新	旧
<p><u>けるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、<u>附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項</u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項</p>	<p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 同左</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、<u>附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の</p>

新	旧
<p>及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>9第1項、附則第5条第1項、<u>附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>
<p>第19条の2 (略)</p>	<p>第19条の2 (略)</p>
<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び<u>附則第5条の3第1項</u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び<u>附則第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合</p>	<p>2 同左</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第5条第1項、<u>附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項、<u>附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19</p>

新	旧
<p>計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</u></p> <p><u>第19条の4 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第32条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)</u>に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p>	<p>条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>

新	旧
<p>(2) <u>第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3) <u>第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第19条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p>(4) <u>附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所</u></p>	

新	旧
<p><u>得割の額並びに附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、<u>附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項</u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び<u>附則第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次</p>	<p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 同左</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第5条第1項、<u>附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項、<u>附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2 同左</p>

新	旧
<p>に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項及び第5条の3第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項及び第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項、<u>第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項、<u>第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>
<p>3及び4 (略)</p>	<p>3及び4 (略)</p>
<p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>5 同左</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項及び第5条の3第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項、<u>第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、</p>

新	旧
<p>第33条の8、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項及び<u>第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項及び<u>第5条の3第1項</u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項及び<u>第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条</p>	<p>第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項、<u>第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2の2 (略)</p> <p>2 同左</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項、<u>第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項、<u>第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」と</p>

新	旧
<p>の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>あるのは「所得割の額及び附則第20条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>
<p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(3)～(5) (略)</p>
<p>3及び4 (略)</p>	<p>3及び4 (略)</p>
<p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>5 同左</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項及び第5条の3第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項及び第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項、<u>第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項、<u>第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>
<p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(3)～(5) (略)</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>(法人税割の税率の特例)</p>	<p>(法人税割の税率の特例)</p>
<p>第21条 昭和52年4月1日から令和14年3月31日までの間に終了する各事業年度分</p>	<p>第21条 昭和52年4月1日から令和9年3月31日までの間に終了する各事業年度分</p>

新	旧
<p>又は各連結事業年度分の法人税割及び同期間内において、解散又は合併による清算所得に対する法人税割の税率については、第33条の4の規定にかかわらず100分の8.4とする。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>又は各連結事業年度分の法人税割及び同期間内において、解散又は合併による清算所得に対する法人税割の税率については、第33条の4の規定にかかわらず100分の8.4とする。</p> <p>2～6 (略)</p>

(参 考)

## 市税条例改正（案）の概要

### 1. 改正の目的

地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税の免税点の見直し、都市施設の充実を図るための法人市民税の不均一課税の適用期限の延長等について、所要の整備を図る必要があるからです。

### 2. 改正の概要

#### (1) 市県民税関係

##### ①公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る所要の措置【第35条の3の3】

公的年金等の支払いを受ける一定の公的年金等受給者に対して、個人住民税において扶養親族等の控除に必要な情報が得られるよう提出義務の範囲を拡大する。

##### ②住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長に伴う改正【附則第5条の3】

個人住民税の住宅借入金等特別税額控除について適用期限を5年延長し、令和12年までに居住開始した場合についても対象にする等必要な改正を行うもの。

##### ③特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う改正【附則第19条の4】

特定暗号資産に係る所得課税方式が、総合課税から分離課税に改められるのに伴い、市民税の課税の特例を規定する。

#### (2) 固定資産税・都市計画税関係

##### ①固定資産税の免税点の見直し【第59条】

課税標準となるべき額が土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円に満たない場合は、固定資産税を課さない規定を、家屋30万円、償却資産180万円に引き上げる。  
(土地に係る免税点は現行のまま)

##### ②地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の見直し

##### 【附則第8条の2、第8条の3】

##### ア. 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充・延長

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する一定の再生可能エネルギー発電設備に係る対象設備を整理し、固定資産税の課税標準の特例措置の割合を見直す。

イ. バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る減額措置の拡充・延長

バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る固定資産税・都市計画税の減額措置について、一定の要件のもと対象施設を拡大し、幅広くバリアフリー化を促すよう見直しを行い、新たに「わがまち特例」の対象とする。

### (3) その他

法人市民税の不均一課税の適用期限延長【附則第21条】

引き続き都市施設の充実を図るため、法人市民税の不均一課税の適用期限について令和9年3月31日までを令和14年3月31日までと改め、適用期限を5年延長する。

<現行制度>

対象法人	・資本金等の額が1億円を超える法人 ・資本金等の額が1億円以下で、法人税額が800万円を超える法人
税 率	8.4% (標準税率6.0%)

### 3. 施行日

公布の日

ただし、(1)の①及び②の適用期限の延長に関する部分は令和9年1月1日、③は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日、(2)の①は、令和9年4月1日を施行日とする。

令和8年議案第56号

江南市介護保険条例の一部改正について

江南市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年6月5日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、令和8年度における前年度非課税者に係る特例減免について、所要の整備を図る必要があるからであります。

## 江南市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

江南市介護保険条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）

第13条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条及び前条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第3条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条及び前条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条等非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

2 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

3 第1項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

江南市介護保険条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p><u>(令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免)</u></p> <p><u>第13条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条及び前条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの(以下「みなし課税者」という。)がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階(第3条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。)が、当該みなし課税者に令附則第25条及び前条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階(次項において「令附則第25条等非適用保険料段階」という。)よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。</u></p>	

新	旧
<u>3 第1項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。</u>	

令和8年議案第57号

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正  
について

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年6月5日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は」を「若しくは」に、「にあっては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童」を「又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。」に改める。

第6条第1項中「。第3号」を「。以下この条」に改め、「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」を加え、同条第7項中「、次に」を「次に」に改め、「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第18条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第29条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するものいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療

法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条中「と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」を削る。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加

える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「第48条において準用する第4号」を「第4号」に改め、「と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等（）」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

(参 考)

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者(法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号<u>若しくは同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、当該児童を含む。</u>)をいう。</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(保育所等との連携)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 同左</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者(法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号<u>又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童)</u>をいう。</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(保育所等との連携)</p>
<p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上</p>	<p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上</p>

新	旧
<p>の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(<u>法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。)</u>を行う事業者(以下「<u>満3歳以上限定小規模保育事業者</u>」という。))にあつては、<u>第1号及び第2号に掲げる事項</u>)に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「<u>連携施設</u>」を適切に確保しなければならない。ただし、<u>連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)</u>を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等(<u>満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。</u>)により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児</p>	<p>の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号</u>において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「<u>連携施設</u>」を適切に確保しなければならない。ただし、<u>連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)</u>を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。))を、当該保育</p>

新	旧
<p>又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>	<p>の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>
<p>2～6 (略)</p>	<p>2～6 (略)</p>
<p>7 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち<u>次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)</u>又は<u>満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所</u>であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p>	<p>7 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、<u>次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)</u>であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p>
<p>(1)及び(2) (略) (家庭的保育事業所等内部の規程)</p>	<p>(1)及び(2) (略) (家庭的保育事業所等内部の規程)</p>
<p>第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>	<p>第18条 同左</p>
<p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p>
<p>(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員<u>(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)</u></p>	<p>(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</p>
<p>(7)～(11) (略) (小規模保育事業の区分)</p>	<p>(7)～(11) (略) (小規模保育事業の区分)</p>
<p>第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型<u>(満3歳以上限</u></p>	<p>第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保</p>

新	旧
<p><u>定小規模保育事業を除く。)</u>及び小規模保育事業C型<u>(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)</u>とする。</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号<u>又は第3号</u>の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>(以下「<u>看護師等</u>」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)<u>若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者を</u></u></p>	<p>育事業C型とする。</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 同左</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師<u>又は看護師を</u>、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>

新	旧
<p><u>いう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>	
<p><u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>	
<p>(職員)</p>	<p>(職員)</p>
<p>第31条 (略)</p>	<p>第31条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>保健師又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<p><u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。た</u></p>	

新	旧
<p><u>だし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)</u>による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者(第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者(B型)」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と読み替えるものとする。</p> <p>(利用定員)</p> <p>第35条 小規模保育事業所C型は、<u>法第6条</u></p>	<p>(準用)</p> <p>第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者(第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者(B型)」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、<u>同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(利用定員)</p> <p>第35条 小規模保育事業所C型は、<u>法第6条</u></p>

新	旧
<p><u>の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。</u> (保育所型事業所内保育事業所の職員)</p>	<p><u>の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。</u> (保育所型事業所内保育事業所の職員)</p>
<p>第44条 (略)</p>	<p>第44条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師又は看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<p><u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>	
<p><u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>	
<p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p>	<p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p>
<p>第47条 (略)</p>	<p>第47条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事</p>	<p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事</p>

新	旧
<p>業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>業所に勤務する<u>保健師又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<p>4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>	
<p>5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>	
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及</p>	<p>第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及</p>

新	旧
<p>び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。<u>第4号</u>において同じ。)」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 (連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等(<u>満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。</u>)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>	<p>び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。<u>第48条</u>において準用する第4号において同じ。)」と、<u>同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。</u></p> <p>附 則 (連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>

令和8年議案第58号

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年6月5日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第51条・」を「第51条―」に改める。

第2条第6号中「小規模保育事業」を「満3歳未満等小規模保育事業」に、「小規模保育事業をいう」を「小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう」に改め、同号の次に次の1号を加える。

（6）の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第2条第11号の次に次の3号を加える。

（11）の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

（11）の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

（11）の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同ア（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同イ（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」

を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」を「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」に、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保

育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」及び「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「により特定地域型保育」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。）」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、「以下この号及び」を削り、同条第7項中「、次に」を「次に」に、「国家戦略特別区域法（平成25

年法律第107号)第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業」を「満3歳以上限定小規模保育事業」に改め、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第47条第1項及び第2項ただし書並びに第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「読み替える」を「、第25条中「各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(特別利用地域型保育の基準)」を付し、同条第1項中「が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「いう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を加え、「前節(」を「この章(第37条第3項、第39条第3項及び)」に、「含む。次条第3項」を「含む。第52条第3項」に、「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」を「第19条第3号」とあるのは「第19条第1号」に改め、「この章」の次に「(第43条第1項を除く。)」を加え、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる

法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども）」に、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」を「同号」とあるのは「法第19条第3号」に、「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教

育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項)」を「満3歳未満保育認定子ども(第51条第1項)」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附則第5条中「特定地域型保育事業者(」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第6条第3項の条例で定める日)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

(参 考)

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
目次	目次
第1章及び第2章 (略)	第1章及び第2章 (略)
第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準	第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準
第1節及び第2節 (略)	第1節及び第2節 (略)
第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条—第52条)	第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)
第4章 (略)	第4章 (略)
附則 (定義)	附則 (定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 同左
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) <u>満3歳未満等小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業を除く。)をいう。	(6) <u>小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する <u>小規模保育事業</u> をいう。
(6)の2 <u>満3歳以上限定小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業に限る。)をいう。	
(7)～(11) (略)	(7)～(11) (略)
(11)の2 <u>教育認定子ども</u> 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。	
(11)の3 <u>満3歳以上保育認定子ども</u> 法第27条第1項に規定する満3歳以上	

新	旧
<p><u>保育認定子どもをいう。</u></p> <p><u>(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。</u></p> <p>(12)～(29) (略)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子どもの総数</u>が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号</p>	<p>(12)～(29) (略)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3</p>

新	旧
<p>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	<p>号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>
<p>4及び5 (略)</p>	<p>4及び5 (略)</p>
<p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p>	<p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p>
<p>第7条 (略)</p>	<p>第7条 (略)</p>
<p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、<u>保育認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、<u>法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>
<p>(利用者負担額等の受領)</p>	<p>(利用者負担額等の受領)</p>
<p>第13条 (略)</p>	<p>第13条 (略)</p>
<p>2及び3 (略)</p>	<p>2及び3 (略)</p>
<p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p>	<p>4 同左</p>

新	旧
<p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) <u>教育認定子ども</u> 77,101円</p> <p>(イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u>(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ</p>	<p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 同左</p> <p>ア 同左</p> <p>(ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 77,101円</p> <p>(イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)</p> <p>イ 同左</p>

新	旧
<p>れ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</p> <p>(ア) <u>教育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p>5及び6 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>学校教育法第1条に規定する幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあつては、<u>同法第28条第2項</u>において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害</p>	<p>(ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p>5及び6 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあつては、<u>学校教育法第28条第2項</u>において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為</p>

新	旧
<p>な影響を与える行為をしてはならない。 (特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が<u>教育認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>教育認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚</p>	<p>をしてはならない。 (特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども</u>に<u>該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚</p>

新	旧
<p>園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども</u>」と、「<u>同号</u>」とあるのは「<u>同条第2号</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、「<u>同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)</u>」と、「<u>同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>満3歳以上保育認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)</u>」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が<u>満3歳以上保育認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>満3歳以上保育認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を</p>	<p>園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、「<u>同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)</u>」と、「<u>同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)</u>」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する</u></p>

新	旧
<p>現に利用している<u>教育認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p>	<p><u>教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子ども</u>に該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p>
<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「<u>第19条第1号</u>」とあるのは「<u>第19条第2号</u>」と、「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子ども</u>の区分に係る利用定員」とあるのは「<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子ども</u>の区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、<u>同条第4項第3号イ(ア)中</u></p>	<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「<u>利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども</u>」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子ども</u>の区分に係る利用定員」とあるのは「<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子ど</u></p>

新	旧
<p>「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)</u>」と、<u>同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>満3歳以上保育認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)</u>」とする。</p>	<p>もの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、<u>同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)</u>」と、<u>同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)</u>」とする。</p>
<p>第37条 (略)</p>	<p>第37条 (略)</p>
<p>2 <u>特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。))を除く。)</u>は、次の各号に掲げる<u>地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業</u> <u>法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u></p> <p>(2) <u>事業所内保育事業</u> <u>法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる</u></p>	<p>2 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)</u>ごとに、<u>法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハ</u></p>

新	旧
<p><u>小学校就学前子どもに係る利用定員</u></p>	<p><u>に規定する共済組合等をいう。)</u>に係るもの<u>にあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)</u>の<u>監護する小学校就学前子どもとする。)</u>及び<u>その他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)</u>を、<u>満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</u></p>
<p>3 <u>特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)</u>は、<u>満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。</u></p>	<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>
<p>第39条 (略)</p>	<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 (略)</p>
<p>2 <u>特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)</u>は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。))において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優</p>

新	旧
<p>を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	<p>先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>
<p><u>3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)</u>は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u></p>	
<p><u>4 前2項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</u></p>	<p><u>3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</u></p>
<p><u>5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</u></p>	<p><u>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</u></p>

新	旧
<p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 (略)</p>	<p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 (略)</p>
<p>2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p>
<p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p>	<p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p>
<p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けてい</p>	<p>第42条 同左</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けてい</p>

新	旧
<p>る<u>保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者<u>(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。)</u>により特定地域型保育(満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。)の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の<u>法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども</u>に限る。第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち<u>次に掲げるもの</u>(入所定員が20人以上のものに限る。)又は<u>満3歳以上限定小</u></p>	<p>る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により<u>特定地域型保育</u>の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の<u>小学校就学前子ども</u>に限る。<u>以下この号及び第6項第1号</u>において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、<u>次に掲げるもの</u>(入所定員が20人以上のものに限る。)又は<u>国家戦略特別</u></p>

新	旧
<p>規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p><u>区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業</u>を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>
<p><u>8 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)</u>は、<u>第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p>	
<p><u>9</u> (略)</p>	<p><u>8</u> (略)</p>
<p><u>10</u> (略)</p>	<p><u>9</u> (略)</p>
<p><u>11</u> (略)</p>	<p><u>10</u> (略)</p>
<p><u>12</u> (略)</p>	<p><u>11</u> (略)</p>
<p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者<u>(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。</p>	<p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。</p>
<p>2～6 (略)</p>	<p>2～6 (略)</p>
<p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>
<p>第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければなら</p>	<p>第46条 同左</p>

新	旧
<p>ない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項(第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。)</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項(第39条第2項に規定する選考の方法を含む。)</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

新	旧
<p>(準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)</u>について」と、第14条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「<u>地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において)</u>と、「施設型給付費の」とあるのは「<u>地域型保育給付費の</u>」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「<u>特定地域型保育提供証明書</u>」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>」と、第23条中「運営規程」とあるのは「<u>第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程</u>」と、<u>第25条中「各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各</u></p>	<p>(準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)</u>について」と、第14条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「<u>地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において)</u>と、「施設型給付費の」とあるのは「<u>地域型保育給付費の</u>」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「<u>特定地域型保育提供証明書</u>」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>」と、第23条中「運営規程」とあるのは「<u>第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程</u>」と<u>読み替えるものとする。</u></p>

新	旧
<p>号)」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(特別利用地域型保育の基準)</u></p> <p>第51条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>教育認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>満3歳以上保育認定子ども</u>を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3</p>	<p><u>(特別利用地域型保育の基準)</u></p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3</p>

新	旧
<p>項及び第52条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、<u>この章(第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第3項において同じ。)</u>の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「<u>第19条第3号</u>」とあるのは「<u>第19条第1号</u>」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。))において同じ。)」とあるのは「<u>教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)</u>」と、「<u>同号</u>」とあるのは「<u>法第19条第3号</u>」と、「<u>教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、</u>」とあるのは「<u>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により</u>」と、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係</u></p>	<p>項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、<u>前節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)</u>の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「<u>利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども</u>」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども</u>」と、「<u>満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)</u>」とあるのは「<u>同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子ども</u>」とあるのは「<u>同条第3号に掲げる小学校就学前子ども</u>」と、「<u>教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、</u>」とあるのは「<u>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する</u></p>

新	旧
<p>る<u>教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる<u>教育認定子ども</u>に係る教育・保育給付認定保護者を除く。）</u>」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第3項中「<u>前2項</u>」とあるのは「<u>前項</u>」と、同条第4項中「<u>前3項</u>」とあるのは「<u>前2項</u>」と、「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」と、同条第5項中「<u>前各項</u>」とあるのは「<u>前3項</u>」とする。</p> <p><u>第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保</u></p>	<p>理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に係る教育・保育給付認定保護者を除く。）</u>」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第3項中「<u>前2項</u>」とあるのは「<u>前項</u>」と、同条第4項中「<u>前3項</u>」とあるのは「<u>前2項</u>」と、「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」と、同条第5項中「<u>前各項</u>」とあるのは「<u>前3項</u>」とする。</p>

新	旧
<p><u>育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</u></p> <p><u>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教</u></p>	

新	旧
<p><u>育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)</u>と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第3項中「<u>前2項</u>」とあるのは「<u>前項</u>」と、同条第4項中「<u>前3項</u>」とあるのは「<u>前2項</u>」と、「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)</u>に要する費用」と、同条第5項中「<u>前各項</u>」とあるのは「<u>前3項</u>」とする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者<u>(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)</u>が<u>満3歳以上保育認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>満3歳以上保育認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども</u>(第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>教育認定子ども</u>を</p>	<p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども</u>に該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども</u>に該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同条第3号に掲げる小学校就学前子ども</u>に該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>(前条第1項の規定により特</p>

新	旧
<p>含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)</u>」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる<u>満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)</u>に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項中「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。))</u>に係る第13条第4項第3号ア又はイ</p>	<p>別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))</u>に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項中「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))</u>に係る第13条第4項第</p>

新	旧
<p>に掲げるものを除く。)に要する費用」とする。</p> <p>附 則 (連携施設に関する経過措置)</p> <p>第5条 特定地域型保育事業者(<u>満3歳以上</u><u>限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)</u>は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。</p> <p>附 則 (連携施設に関する経過措置)</p> <p>第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>

令和8年議案第59号

(仮称)宮田東・藤里統合保育園建設(建築)工事請負契約の変更について

令和8年江南市議会3月定例会において原案可決された議案第25号「(仮称)宮田東・藤里統合保育園建設(建築)工事請負契約の締結について」中、契約金額を下記のとおり増額するので、議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出

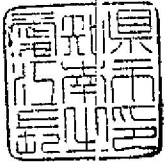
江南市長 澤田 和延

記

1	変更前契約金額	金	588,500,000円
2	変更金額の増額	金	2,394,700円
3	変更後契約金額	金	590,894,700円

提案理由

この案を提出するのは、公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づく労務単価等の変更により、契約金額を変更する必要があるからであります。



(参 考)

# 仮 変 更 契 約 書



- 1 工 事 名 (仮称)宮田東・藤里統合保育園建設(建築)工事
- 2 工 事 場 所 江南市村久野町藤里1番地1
- 3 工 期 原 工 期 自 令 和 8 年 3 月 17 日  
至 令 和 9 年 2 月 12 日  
変 更 工 期 自 令 和 年 月 日  
変 更 な し 至 令 和 年 月 日

4 変更による契約金額 金2,394,700 円 増 額  
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
 金217,700 円 増 額

上記の工事について、発注者江南市と受注者榊原・波多野特定建設工事共同企業体との間に別添条項により変更請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

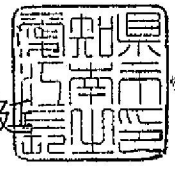
この契約を証するため、変更契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

なお、この契約書に定めるものを除き、令和8年3月16日付けの契約書による。

この変更契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令 和 8 年 5 月 7 日

発注者 江南市  
市 長 澤田 和延



受注者 榊原・波多野特定建設工事共同企業体

代表構成員 江南市村久野町藤里61番地  
榊原建設株式会社 江南営業所  
所 長 榊原 健

構 成 員

愛知県江南市村久野町南234番地  
株式会社波多野工務店  
代表取締役 波多野 智章

令和8年議案第60号

(仮称)宮田東・藤里統合保育園建設(管)工事請負契約の変更について

令和8年江南市議会3月定例会において原案可決された議案第26号「(仮称)宮田東・藤里統合保育園建設(管)工事請負契約の締結について」中、契約金額を下記のとおり増額するので、議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出

江南市長 澤田 和延

記

1	変更前契約金額	金	171,600,000円
2	変更金額の増額	金	1,777,600円
3	変更後契約金額	金	173,377,600円

提案理由

この案を提出するのは、公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づく労務単価等の変更により、契約金額を変更する必要があるからであります。



(参 考)



# 仮 変 更 契 約 書

- 1 工 事 名 (仮称)官田東・藤里統合保育園建設(管)工事
- 2 工 事 場 所 江南市村久野町藤里1番地1
- 3 工 期 原 工 期 自 令和8年3月17日  
至 令和9年2月12日  
変 更 工 期 自 令和 年 月 日  
変 更 な し 至 令和 年 月 日

- 4 変更による契約金額 金1,777,600 円 増額  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
金161,600 円 増額

上記の工事について、発注者江南市と受注者株式会社ジェーケー・サービスとの間に別添条項により変更請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、変更契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

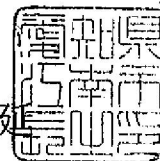
なお、この変更契約書に定めるものを除き、令和8年3月16日付けの契約書による。

この変更契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和8年5月7日

発注者 江南市  
市長

澤田 和延



受注者

株式会社ジェーケー・サービス  
代表取締役 直樹  
〒483-8207 愛知県江南市三好野町熱田20番  
TEL 0587-59-0500 FAX 0587-59-7187

令和8年議案第61号

特定都市河川浸水被害対策推進事業 古知野南小学校雨水貯留施設設置工事  
(週休2日) 請負契約の変更について

令和8年江南市議会3月定例会において原案可決された議案第43号「特定都市河川浸水被害対策推進事業 古知野南小学校雨水貯留施設設置工事(週休2日) 請負契約の締結について」中、契約金額を下記のとおり増額するので、議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出

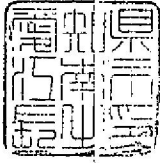
江南市長 澤田 和延

記

1	変更前契約金額	金	546,700,000円
2	変更金額の増額	金	1,886,500円
3	変更後契約金額	金	548,586,500円

提案理由

この案を提出するのは、公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づく労務単価等の変更により、契約金額を変更する必要があるからであります。



(参 考)

# 仮 変 更 契 約 書



- 1 工 事 名 特定都市河川浸水被害対策推進事業  
古知野南小学校雨水貯留施設設置工事(週休2日)
- 2 工事場所 江南市古知野町地内
- 3 工 期 原 工 期 自 令 和 8 年 3 月 17 日  
至 令 和 9 年 10 月 13 日  
変 更 工 期 自 令 和 年 月 日  
変更なし 至 令 和 年 月 日

4 変更による契約金額 金1,886,500 円 増 額  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
金171,500 円 増 額

上記の工事について、発注者江南市と受注者大興・尾関建設特定建設工事共同企業体との間に別添条項により変更請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、変更契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

なお、この契約書に定めるものを除き、令和8年3月16日付けの契約書による。

この変更契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令 和 8 年 5 月 7 日

発 注 者 江南市  
市 長 澤田 和延



受 注 者 大興・尾関建設特定建設工事共同企業体

代表構成員 江南市古知野南29番地  
大興建設株式会社 江南営業所  
所長 和田 宏明

構 成 員 江南市古知野南256番地  
尾関建設株式会社  
代表取締役 尾関 卓

令和8年議案第62号

はしご付消防自動車売買契約の締結について

令和8年5月13日指名競争入札に付したはしご付消防自動車の購入について、下記のとおり契約を締結するため、江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めらる。

令和8年6月5日提出

江南市長 澤田 和延

記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | はしご付消防自動車の購入                                   |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札   |
| 3 契約金額   | 金 187,308,000円                                 |
| 4 契約の相手方 | 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号<br>株式会社モリタ 名古屋支店<br>支店長 土居 典生 |

提案理由

この案を提出するのは、はしご付消防自動車を購入するため、必要があるからであります。



令和8年議案第63号

江南市コミュニティセンター及び江南市立児童館に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出

江南市長 澤田 和延

記

公の施設の名称	江南市コミュニティセンター及び江南市立児童館
指定管理者	社会福祉法人 江南市社会福祉協議会
指定の期間	令和8年8月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

この案を提出するのは、江南市コミュニティセンター及び江南市立児童館に係る指定管理者を指定するため、必要があるからであります。

江南市コミュニティセンターの管理及び運営並びに江南市立児童館の管理に関する基本協定書  
(案)

江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第2号）第6条の規定に基づき、江南市と社会福祉法人江南市社会福祉協議会（以下「指定管理者」という。）は、江南市コミュニティセンターの管理及び運営並びに江南市立児童館の管理に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、江南市と指定管理者が相互に協力し、江南市コミュニティセンターの管理及び運営並びに江南市立児童館の管理（以下「管理業務」という。）を適正かつ円滑に実施するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

(管理業務の実施方法)

第2条 指定管理者は、本協定及び関係条例並びに法令等のほか、江南市コミュニティセンター及び江南市立児童館指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）に従って、江南市コミュニティセンター及び江南市立児童館の設置目的を効果的に達成するよう誠実に管理業務を実施するものとする。

(財産の管理)

第3条 指定管理者は、管理業務の実施に係る財産を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 指定管理者は、管理業務の実施に係る財産を目的以外に使用してはならない。ただし、江南市の承認を受けたときは、この限りではない。
- 3 指定管理者は、管理業務の実施に係る財産の形状、形質等を変更してはならない。ただし、江南市の承認を受けたときは、この限りではない。
- 4 指定管理者は、天災その他事故により財産を滅失し、又は毀損したときは、速やかにその状況を江南市に報告しなければならない。

(指定期間等)

第4条 令和8年8月1日から令和13年3月31日までとする。

- 2 管理業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。（ただし、令和8年度の会計年度は、令和8年8月1日から令和9年3月31日までとする。）

(管理業務の範囲)

第5条 管理業務の範囲は、次に掲げる業務とする。

- (1) 江南市コミュニティセンターの利用許可等に関すること。
  - (2) 江南市コミュニティセンター及び江南市立児童館の施設、附属設備等の維持管理に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、江南市コミュニティセンター及び江南市立児童館の管理に関して市長が必要と認める業務。
- 2 管理業務の細目は、業務仕様書に定めるとおりとする。

(管理業務の再委託)

第6条 指定管理者は、管理業務の全部を第三者に行わせてはならない。

- 2 指定管理者は、書面により江南市の承認を得たときは、管理業務の一部を第三者に行わせることができる。

(開館準備)

第7条 指定管理者は、指定開始日に先立ち、管理業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な引継業務及び研修等を行わなければならない。

2 引継業務及び研修等に要する費用は、指定管理者が負担するものとする。

3 指定管理者は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、江南市に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。江南市は、指定管理者からこの申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

4 江南市は、江南市コミュニティセンター及び江南市立児童館の施設・附属設備等を使用し支障のない良好な状態で指定管理者に引き継ぐこととする。

#### (緊急時の対応)

第8条 指定管理者は、管理業務の実施にあたり、重大な機器の故障その他事故等が発生したときには、適切な措置をするとともに、速やかに江南市に報告しなければならない。

#### (災害時の対応)

第9条 地震等の災害により、市民への救援対策が必要となった場合、江南市コミュニティセンター及び江南市立児童館の使用については江南市の指示に従わなければならない。

#### (個人情報保護)

第10条 指定管理者又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び江南市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

2 指定管理者は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

3 指定管理者は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 指定管理者は、取扱目的に関し保有する必要がなくなった個人情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

5 指定管理者は、前4項に規定するもののほか、個人情報保護に関する法律に規定する個人情報の適正な取扱いの確保に努めなければならない。

6 指定管理者は、前各項の規定による事務を処理させるため、個人情報保護に係る責任者を定めなければならない。

#### (事業計画書)

第11条 指定管理者は、毎年度江南市が指定する期日までに次年度の実施に係る事業計画書を提出し、江南市の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、前項の実施に係る事業計画書を変更しようとするときは、江南市の承認を得なければならない。

#### (事業報告書)

第12条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を江南市に提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 利用状況及び利用料金の収入実績

(3) 管理経費の収支状況

(4) その他江南市が必要と認める事項

#### (管理業務の調査等)

第13条 江南市は、必要があると認めるときは、指定管理者にいつでも管理業務又は経理の状況について報告を求め、実地調査又は必要な指示をすることができる。

(業務職員等)

第14条 指定管理者は、管理業務の実施にあたり業務統括責任者、副統括責任者、その他の業務職員（以下「業務職員」という。）を定め、書面により速やかに江南市に通知しなければならない。業務職員を変更した場合も同様とする。

(指定管理料の支払)

第15条 江南市は、指定管理者に対して別紙「覚書」のとおり指定管理料を支払うものとする。

(利用料金)

第16条 江南市コミュニティセンターの使用に係る利用料金は指定管理者の収入とする。  
2 前項の利用料金は、江南市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（昭和50年条例第5号）に定める額を上限とし、あらかじめ江南市の承認を得た額とする。  
3 利用料金は、年度間同一料金とする。  
4 利用料金を改正しようとする場合は、原則6ヶ月前までに江南市に申し出て承認を受けるものとする。  
5 利用料金を収受できる期間は第4条に定める期間とし、還付についても同様とする。  
6 利用料金の収受及び還付については、江南市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の規定による。

(損害賠償)

第17条 指定管理者は、故意又は過失により財産を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を江南市に賠償しなければならない。ただし、江南市が特別の事情があると認めたときは、江南市は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第18条 管理業務の実施において、指定管理者の責に帰すべき事由により、第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が江南市の責に帰すべき事由、又は江南市と指定管理者の双方の責に帰すべき事由による場合は、その限りではない。  
2 指定管理者の責に帰すべき事由により発生した損害について、江南市が第三者に対して賠償した場合、江南市は指定管理者に対してその賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(不可抗力による費用負担)

第19条 不可抗力により管理業務の全部又は一部が実施できなくなった場合の費用負担については、江南市と指定管理者で協議の上決定する。  
2 指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(指定の取消し等)

第20条 江南市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。  
(1) 指定管理者がこの協定の条項に違反したとき。  
(2) 第13条の指示に従わないとき。  
(3) その他指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。  
2 江南市は、前項に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を指定管理者に通知した上で、次の事項について指定管理者と協議を行わなければならない。

- (1) 指定取消しの理由
  - (2) 指定取消しの要否
  - (3) 指定管理者による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
  - (4) その他必要な事項
- 3 第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部又は一部の停止を命じられたことによって、指定管理者に損害を生ずることがあっても、江南市は、その賠償の責めを負わない。
- なお、江南市に損害が生じた場合は、指定管理者はその賠償の責めを負うものとする。
- 4 指定管理者は、第1項の規定により指定を取り消され、又は管理業務の全部又は一部の停止を命じられた場合において、当該取消し又は停止に係る部分に関し既に指定管理料が支払われているときは、江南市の指定する期日までに、江南市が定める金額を返還しなければならない。

(指定管理者の引継ぎ)

- 第21条 指定管理者は、指定管理期間が満了する場合は、江南市の指示に従って、新たな指定管理者に対し、管理業務が円滑に継続するために必要な引継ぎを行わなければならない。
- 2 前項の規定は、第20条の規定により指定期間が終了する場合においてもこれを準用する。ただし、江南市と指定管理者が合意した場合はこの限りではない。

(原状復帰義務)

- 第22条 指定管理者は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、江南市に対して管理物件を明け渡さなければならない。
- 2 前項の規定に関わらず、江南市が認めた場合には、指定管理者は管理物件の原状回復は行わずに、別途江南市が定める状態で江南市に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(協力)

- 第23条 指定管理者は、江南市コミュニティセンター及び江南市立児童館で行われる江南市及び国、その他地方公共団体並びに公共的団体等の事業に協力するものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

- 第24条 指定管理者は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に江南市の承認を受けた場合はこの限りでない。

(管轄裁判所)

- 第25条 この協定に関する訴訟は、江南市の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(協定の変更)

- 第26条 本管理業務に関し、特別な事情により内容に変更の必要が生じたときは、江南市と指定管理者で協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義についての協議)

- 第27条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、江南市と指定管理者で協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、江南市、指定管理者それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

江南市

市長 澤田和延

江南市北野町川石25番地11

社会福祉法人 江南市社会福祉協議会

会長 武田篤司

## 覚 書 (案)

江南市と、指定管理者社会福祉法人江南市社会福祉協議会（以下「指定管理者」という。）との間において、江南市コミュニティセンターの管理及び運営並びに江南市立児童館の管理に関する基本協定書第15条の規定に基づき、令和 年度の指定管理料について、次のように覚書を締結する。

- |                    |     |   |
|--------------------|-----|---|
| 1. 指定管理料           | 金   | 円 |
| 2. 指定管理料の支払月及び支払金額 |     |   |
|                    | 4月  | 円 |
|                    | 7月  | 円 |
|                    | 10月 | 円 |
|                    | 1月  | 円 |

この覚書を証するため、本書を2通作成し、江南市、指定管理者それぞれが記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

江南市  
市長 澤田和延

江南市北野町川石25番地11  
社会福祉法人 江南市社会福祉協議会  
会長 武田篤司

## 江南市コミュニティセンター及び江南市立児童館指定管理者業務仕様書（案）

江南市コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）及び江南市立児童館（以下「児童館」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

### 1 趣旨

本仕様書は、コミュニティセンター及び児童館の指定管理者が行う管理に関する事項について定めることを目的とする。

### 2 管理に関する基本的な考え方

コミュニティセンター及び児童館を管理するにあたり、次に掲げる方針に沿って行うものとする。

#### (1) 共通事項

- ・利用者が利用しやすいようにサービスの向上に努めること。
- ・効率的かつ効果的な管理を行い、経費の節減に努めること。
- ・常に善良な管理者の注意をもって管理及び運営に努めること。
- ・個人情報保護に努めること。
- ・施設の管理に係る法令等を守ること。

#### (2) 施設ごとの概要

##### ア. コミュニティセンター

- ・コミュニティ活動の促進及び文化の向上と福祉の増進を図るという設置理念に基づき、管理及び運営を行うこと。

##### イ. 児童館

- ・児童に健全な遊び場を与えるため、管理を行うこと。

### 3 施設の概要

#### (1) 共通事項

- ・所在地 江南市古知野町宮裏 121 番地
- ・施設の規模 敷地面積 3,281.84 m<sup>2</sup>
- ・構造 鉄骨造

#### (2) 施設ごとの概要

##### ア. コミュニティセンター

- ・名称 江南市コミュニティセンター
- ・施設の規模 延床面積 1,999.95 m<sup>2</sup>
  - 1階部分 1,004.47 m<sup>2</sup>
  - 2階部分 941.66 m<sup>2</sup>
  - 3階部分 53.82 m<sup>2</sup>
- ・施設内容
  - 1階 事務室、ボランティアセンター、相談室1、相談室2、相談室3、市国際交流協会事務室、江南保護区更生保護サポートセンター、市老連事務室、多世代交流スペース、印刷室、給湯室、倉庫
  - 2階 会議室、多目的室1、多目的室2、サークル室、和室1、和室2、娯楽・交流コーナー、畳スペース、更衣室、清掃員室、倉庫
  - 共用部分 エントランスホール、階段、エレベーターホール、エレベーター、トイレ
  - 屋外部分 駐車場、駐輪場

#### イ. 児童館

- ・名称 江南市立児童館
- ・施設の規模 3階床面積 946.63 m<sup>2</sup>
- ・施設内容 児童館部分 エントランスホール、事務室（静養室含む）、相談室、図書・くつろぎスペース、創作活動スペース、保育スペース、集会室、学習室、授乳室、遊戯室、休憩スペース、トイレ、倉庫、廊下

#### 4 開館時間

##### ア. コミュニティセンター

- ・午前9時～午後9時30分

##### イ. 児童館

- ・午前9時～午後7時

指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て上記の開館時間を変更することができる。

#### 5 休館日

- (1) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日までとする。
- (2) 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館することができる。

#### 6 指定管理期間

令和8年8月1日から令和13年3月31日まで

#### 7 法令等の遵守

コミュニティセンターの管理及び運営、児童館の管理に関しては、本仕様書の他、次に掲げる法令等に基づかなければならない。ただし、指定期間中に当該法令等に改正があった場合は、改正された内容によるものとする。

##### (1) 共通事項

- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第2号）
- ・江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第3号）
- ・江南市情報公開条例（平成15年条例第2号）
- ・江南市情報公開条例施行規則（平成15年規則第3号）
- ・江南市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）
- ・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・江南市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第26号）
- ・江南市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年規則第11号）
- ・労働関係法令
- ・その他関係法令等

##### (2) 施設ごとの遵守法令等

##### ア. コミュニティセンター

- ・江南市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（昭和50年条例第5号）
- ・江南市コミュニティセンターの管理及び運営に関する規則（昭和50年規則第5号）

イ. 児童館

- ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ・江南市立児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例（昭和 44 年条例第 2 号）
- ・江南市立児童厚生施設等の管理及び運営に関する規則（昭和 44 年規則第 7 号）

8 職員の配置等

- (1) 市と協議の上、職員を配置すること。
- (2) 職員の勤務形態は、コミュニティセンターの管理及び運営、児童館の管理に支障がないように定めること。
- (3) 職員に対して、コミュニティセンターの管理及び運営、児童館の管理に必要な研修を実施すること。

9 業務内容

(1) 共通事項

1. 施設、設備及び備品の維持管理に関すること。
  - ①施設維持管理用消耗品の購入に関すること。
  - ②燃料費、光熱水費の支払いに関すること。
  - ③通信費の支払いに関すること。
  - ④施設の定期清掃を行うこと。
  - ⑤施設内の電気設備、空調設備、給排水設備等の日常巡視点検及び関係法令に基づく法定点検等を行うこと。
  - ⑥廃棄物の処理は、江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 6 年条例第 29 号）に基づき、事業系一般廃棄物として処理すること。
2. 指定管理者は、防火管理者の選任を行うこと。防火管理者は、消防計画を作成し、市消防本部に提出するとともに、防火訓練（地震を想定した訓練を含む）を年 2 回以上実施すること。

(2) 施設ごとの業務内容

ア. コミュニティセンター

1. コミュニティセンターの利用許可等に関すること。
  - ①コミュニティセンターを利用しようとする者からは、コミュニティセンター利用許可申請書を営利目的の場合は利用しようとする日の 2 月前から前日までの間に、営利目的以外の場合は利用しようとする日の 3 月前から前日までの間に、提出させる。また、利用の許可をしたときは、コミュニティセンター利用許可書を交付する。
  - ②利用の取消しをしようとするときは、利用取消届にコミュニティセンター利用許可書を添えて提出させる。
  - ③利用許可書の交付を受けた者に、利用の際当該許可書の提示をさせる。
2. 利用料金の収受に関すること。
3. コミュニティセンターの運営に関すること。
  - ・「2 管理に関する基本的な考え方」に基づき、コミュニティセンターの適切な運営に努めるとともに、児童館運営業務の受託者等と連携し、多世代・多文化の交流が促進するよう努める。
4. 施設、設備及び備品の維持管理に関すること。
5. その他、コミュニティセンターの管理及び運営に関して市長が必要と認める業務

イ. 児童館

1. 児童館の管理に関すること。
  - ・「2 管理に関する基本的な考え方」に基づき、児童館運営業務の受託者と連携して児童館の適切な管理に努める。
2. その他、児童館の管理に関して市長が必要であると認める業務

## 1 0 管理経費等について

### (1) 予算の執行

- ・別に定める予算に基づいて、次のとおり執行すること。
  - ①人件費、管理費及び運営費は、当該年度の予算額以内で執行すること。
  - ②修繕費は、当該年度の予算額以内で執行すること。ただし、1件300,000円を超える場合は、事前に市と協議し、原則として、市の予算で執行するものとする。
  - ③年間の運営は、予算科目の当該年度の予算額以内で執行すること。ただし、市との協議により科目間の流用ができるものとする。
  - ④予算の執行にあたって不用額が生じた場合は、精算するものとする。

### (2) 会計報告及び事業報告

- ・指定期間終了後30日以内に、会計報告及び事業報告を行うこと。

### (3) 経理事務

- ・指定管理者は、経理規程等を策定し、経理事務を行うこと。

## 1 1 物品の管理等

- (1) 指定管理者が、指定管理料により物品を購入する場合は、その物品は市の所有に属するものとする。
- (2) 指定管理者が行った修繕により結果として物品を取得することになる場合は、その物品は、市の所有に属するものとする。
- (3) 指定管理者は、市の所有に属する物品については、善良な管理者の注意をもって管理に努めること。また、物品のうち備品については、貸与備品整理簿を備え、取得及び廃棄については、随時市長と協議し、報告書を提出する。
- (4) 指定管理者は、業務において使用する備品については、定期的に市の照合を受けなければならない。なお、破損、不都合等が発生したときは速やかに市長に報告をする。

## 1 2 業務を実施するにあたっての留意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

### (1) 共通事項

- ・公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこと。
- ・指定管理者が施設の管理及び運営に係る各種規程、要綱等を別に定める場合は、市と協議を行うこと。
- ・その他、本仕様書に記載のない事項については、市と協議を行うこと。
- ・指定期間開始後、指定管理者の業務の遂行状況や実績を確認するため、毎年度ごとに事業報告の内容、実地調査の結果等を踏まえ、指定管理者から提出された自己評価の内容を確認し、総括的な評価を行う。
- ・事業評価の結果、指定管理者の業務が協定書、仕様書等に定められた内容を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行い、改善が見られない場合は、指定を取り消すことがある。

### (2) 施設ごとの業務内容

#### ア. コミュニティセンター

- ・指定管理者は、コミュニティセンターの利用者満足度等を把握するため、利用者アンケートを適宜実施し、その結果を市に提出すること。

## 1 3 その他

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合、市と指定管理者は誠意を持って協議するものとする。

(参 考)

江南市コミュニティセンター及び江南市立児童館指定管理料支払額内訳表

令和8年度～令和12年度 指定管理料総額 184,508,000円

年 度	指 定 管 理 料	支 払 月
令和8年度	25,906,000円	7月 10月 1月
令和9年度	38,431,000円	4月 7月 10月 1月
令和10年度	39,233,000円	4月 7月 10月 1月
令和11年度	40,052,000円	4月 7月 10月 1月
令和12年度	40,886,000円	4月 7月 10月 1月



令和8年度江南市一般会計補正予算（第3号）

令和8年度江南市の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ174,408千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,785,491千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 既定の継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年6月5日提出

江南市長 澤田 和延

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 6,046,218	千円 △18,358	千円 6,027,860
	2 国庫補助金	432,529	△26,984	405,545
	4 国庫交付金	891,484	8,626	900,110
16 県支出金		3,597,666	△16,175	3,581,491
	2 県補助金	1,381,361	△16,175	1,365,186
17 財産収入		48,142	222	48,364
	1 財産運用収入	47,140	222	47,362
19 繰入金		2,236,712	△127,510	2,109,202
	1 基金繰入金	2,212,120	△127,510	2,084,610
21 諸収入		909,898	2,513	912,411
	5 雑入	656,274	2,513	658,787
22 市債		2,274,900	△15,100	2,259,800
	1 市債	2,274,900	△15,100	2,259,800
歳入合計		38,959,899	△174,408	38,785,491

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 3,109,747	千円 4,382	千円 3,114,129
	1 総 務 管 理 費	2,249,002	4,382	2,253,384
3 民 生 費		19,802,554	40,862	19,843,416
	1 社 会 福 祉 費	9,749,331	31,786	9,781,117
	2 児 童 福 祉 費	8,730,322	9,076	8,739,398
6 農 林 水 産 業 費		203,077	725	203,802
	1 農 業 費	202,447	725	203,172
7 商 工 費		1,207,053	△69,149	1,137,904
	1 商 工 費	1,207,053	△69,149	1,137,904
8 土 木 費		2,726,328	△161,076	2,565,252
	2 道 路 橋 り よ う 費	627,840		627,840
	3 河 川 費	773,589	△164,317	609,272
	4 都 市 計 画 費	527,634	2,711	530,345
	6 下 水 道 費	519,714	530	520,244
	9 消 防 費		1,312,767	3,322
10 教 育 費		4,022,813	6,526	4,029,339
	4 社 会 教 育 費	427,984	10,386	438,370
	5 保 健 体 育 費	1,575,058	△3,860	1,571,198
歳 出 合 計		38,959,899	△174,408	38,785,491

## 第2表 継続費補正

[単位：千円]

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務 管理費	第7次総合計画 策定事業	14,619	令和8年度	8,091	9,339	令和8年度	5,170
				令和9年度	6,528		令和9年度	4,169
		地域強靱化計画 改定事業	2,057	令和8年度	1,138	1,309	令和8年度	726
				令和9年度	919		令和9年度	583

## 第3表 債務負担行為補正

[単位：千円]

事項	期間	限度額
コミュニティセンター指定管理料	令和9年度～令和12年度	114,306
児童館指定管理料	令和9年度～令和12年度	44,296

## 第4表 地方債補正

[単位：千円]

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債 の 方法	利 率	償還 の 方法	限 度 額	起債 の 方法	利 率	償還 の 方法
街 路 改 良 事 業	9,300	普通 貸借 又は 証券 発行	6.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金及び地 方公共団 体金融機 構資金に ついて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、当 該利率見 直し後の 利率)	借入れの 日から据 置期間を 含めて30 年以内償 還。ただ し、市財 政の都合 により据 置期間及 び償還期 限を短縮 し、又は 繰上償還 もしくは 低利に借 換えるこ とができる。	9,400	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ
雨 水 貯 留 施 設 整 備 事 業	124,900				109,700			
市 債 計	2,274,900				2,259,800			

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	6,046,218	△18,358	6,027,860
16 県支出金	3,597,666	△16,175	3,581,491
17 財産収入	48,142	222	48,364
19 繰入金	2,236,712	△127,510	2,109,202
21 諸収入	909,898	2,513	912,411
22 市債	2,274,900	△15,100	2,259,800
歳入合計	38,959,899	△174,408	38,785,491

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	3,109,747	4,382	3,114,129
3 民生費	19,802,554	40,862	19,843,416
6 農林水産業費	203,077	725	203,802
7 商工費	1,207,053	△69,149	1,137,904
8 土木費	2,726,328	△161,076	2,565,252
9 消防費	1,312,767	3,322	1,316,089
10 教育費	4,022,813	6,526	4,029,339
歳出合計	38,959,899	△174,408	38,785,491

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円 1,922	千円 2,460
11,896			28,966
725			
			△69,149
△48,261	△15,100	813	△98,528
1,107			2,215
			6,526
△34,533	△15,100	2,735	△127,510

## 2 歳 入

### 15款 国庫支出金

### 16款 県支出金

### 17款 財産収入

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
15	国庫支出金	6,046,218	△18,358	6,027,860
	2 国庫補助金	432,529	△26,984	405,545
	4 土木費国庫補助金	261,865	△28,091	233,774
	5 消防費国庫補助金	62,078	1,107	63,185
	4 国庫交付金	891,484	8,626	900,110
	2 民生費交付金	719,783	11,896	731,679
	5 土木費交付金	27,307	△3,270	24,037
16	県支出金	3,597,666	△16,175	3,581,491
	2 県補助金	1,381,361	△16,175	1,365,186
	4 農林水産業費県補助金	9,722	725	10,447
	6 土木費県補助金	133,568	△16,900	116,668
17	財産収入	48,142	222	48,364
	1 財産運用収入	47,140	222	47,362
	1 財産貸付収入	12,883	222	13,105

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
1 道路橋りょう補助金	5,709	[土木課] 道路更新防災等対策事業費補助金	
2 河川補助金	△33,800	[下水道課] 特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助金	
1 消防補助金	1,107	[消防総務課] 消防団設備整備費補助金 3,322,000円×1/3	
1 社会福祉交付金	11,896	[介護保険課] 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 11,896,000円×10/10	
2 都市計画交付金	△3,270	[都市整備課] 社会資本整備総合交付金（街路事業）	
1 農業補助金	725	[農政課] 農業人材力強化総合支援事業費補助金	
3 河川補助金	△16,900	[下水道課] 特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助金	
1 土地建物貸付収入	222	[健康づくり課] 土地貸付収入	

歳 入

19款 繰入金

21款 諸収入

22款 市債

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
19	繰入金	2,236,712	△127,510	2,109,202
	1 基金繰入金	2,212,120	△127,510	2,084,610
	1 基金繰入金	2,212,120	△127,510	2,084,610
21	諸収入	909,898	2,513	912,411
	5 雑入	656,274	2,513	658,787
	2 雑入	655,989	2,513	658,502
22	市債	2,274,900	△15,100	2,259,800
	1 市債	2,274,900	△15,100	2,259,800
	4 土木債	225,600	△15,100	210,500
	計	38,959,899	△174,408	38,785,491

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
1 基 繰 入 金	△127,510	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金	
11 雑 入	2,513	[都市計画課] 地域公共交通計画策定負担金返還金 [企画課] コミュニティ助成事業助成金	813 1,700
2 河 川 債	△15,200	[下水道課] 雨水貯留施設整備事業債	
3 都市計画債	100	[都市整備課] 街路改良事業債	

### 3 歳 出

2款 総務費  
1項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 企画費	661,262	△1,221	660,041			1,700	△2,921	12委託料	△2,921
								18負担金、 補助及び 交付金	1,700
7 布袋駅東 複合公共 施設費	89,171	6,015	95,186			222	5,793	12委託料	6,015
8 防 災 安 全 費	246,195	△412	245,783				△412	12委託料	△412
計	2,249,002	4,382	2,253,384			1,922	2,460		

2-1-2 企画費 [単位：千円]

説	明									
事 業	備 考									
<p>[地域団体支援事業] ・ 区長・町総代事業 18 負担金、補助及び交付金 コミュニティ助成事業交付金</p> <p>1,700</p> <p>[第7次総合計画策定事業] 12 委託料 第7次総合計画策定支援委託料</p> <p>△2,921</p>	<p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 そ 1,700千円 コミュニティ助成事業助成金</p> <p>備品整備費助成 大間町新町町内会 1,700千円</p> <p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★</p> <p>継続費</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>補正後</td> <td>補正前</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>5,170千円</td> <td>8,091千円</td> </tr> <tr> <td>令和9年度</td> <td>4,169千円</td> <td>6,528千円</td> </tr> </table>		補正後	補正前	令和8年度	5,170千円	8,091千円	令和9年度	4,169千円	6,528千円
	補正後	補正前								
令和8年度	5,170千円	8,091千円								
令和9年度	4,169千円	6,528千円								
<p>[布袋駅東複合公共施設維持運営事業] ・ 布袋駅東複合公共施設維持事業 12 委託料 維持管理委託料</p> <p>6,015</p>	<p>〈特定財源〉 そ 222千円 土地貸付収入 補正後8,722,000円－補正前8,500,000円</p> <p>補正後78,102,000円－補正前72,087,000円</p>									
<p>[地域強靱化計画改定事業] 12 委託料 業務委託料</p> <p>△412</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>継続費</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>補正後</td> <td>補正前</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>726千円</td> <td>1,138千円</td> </tr> <tr> <td>令和9年度</td> <td>583千円</td> <td>919千円</td> </tr> </table>		補正後	補正前	令和8年度	726千円	1,138千円	令和9年度	583千円	919千円
	補正後	補正前								
令和8年度	726千円	1,138千円								
令和9年度	583千円	919千円								

歳 出  
**3 款 民生費**  
**1 項 社会福祉費**

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 地 域 福 祉 費	961,523	18,614	980,137				18,614	11 役 務 費	112
								12 委 託 料	18,502
2 介 護 保 険 費	1,408,405	13,172	1,421,577	11,896			1,276	18 負担金、 補助及び 交 付 金	11,896
								27 繰 出 金	1,276
計	9,749,331	31,786	9,781,117	11,896			19,890		

**3 款 民生費**  
**2 項 児童福祉費**

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 子 育 て 支 援 費	249,825	7,404	257,229				7,404	12 委 託 料	7,404

3-1-1 地域福祉費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[コミュニティセンター維持運営事業] ・コミュニティセンター維持運営事業 11 役務費 建物総合損害共済保険料	18,614 112	
・コミュニティセンター指定管理事業 12 委託料 コミュニティセンター指定管理料	18,502	コミュニティセンター指定管理料に係る債務負担行為 期間 令和9年度～令和12年度 限度額 114,306千円
[介護保険財務事務事業] ・介護保険特別会計繰出事業 27 繰出金 特別会計繰出金	1,276	事務費分 補正後107,523,000円－補正前106,247,000円
[介護施設等整備費補助事業] 18 負担金、補助及び交付金 認知症高齢者グループホーム等防 災改修費等補助金	11,896	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★  〈特定財源〉 国 11,896千円 11,896,000円×10/10  目的 介護施設整備の支援 内容 事業者に対する整備費の補助

3-2-2 子育て支援費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[児童館等運営事業] ・児童館指定管理事業 12 委託料 指定管理料	7,404	補正後14,170,000円－補正前6,766,000円  児童館指定管理料に係る債務負担行為 期間 令和9年度～令和12年度 限度額 44,296千円

歳出  
 3款 民生費  
 2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
3 医療 助成費	697,552	1,672	699,224				1,672	12委託料	1,672
計	8,730,322	9,076	8,739,398				9,076		

6款 農林水産業費  
 1項 農業費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 農業費	202,447	725	203,172	725				18負担金、 補助及び 交付金	725
計	202,447	725	203,172	725					

3-2-3 医療助成費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
[福祉医療費助成事業] ・母子・父子家庭医療費助成事業 12 委託料 システム改修委託料	1,672 税制改正に伴うシステム改修

6-1-1 農業費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
[担い手育成支援事業] ・農業人材力強化総合支援事業 18 負担金、補助及び交付金 農業人材力強化総合支援事業費補 助金	725 〈特定財源〉 県 725千円 補正後8,675,000円×10/10 ー補正前7,950,000円×10/10  補正後8,675,000円ー補正前7,950,000円

歳 出  
7 款 商工費  
1 項 商工費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 企 業 誘 致 推 進 費	343,512	△69,149	274,363				△69,149	18負担金、 補助及び 交付金	△69,149
計	1,207,053	△69,149	1,137,904				△69,149		

8 款 土木費  
2 項 道路橋りょう費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 道 路 橋 りょう費	627,840		627,840	5,709			△5,709		
計	627,840		627,840	5,709			△5,709		

7-1-2 企業誘致推進費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	△69,149	
<b>〔企業誘致等推進事業〕</b> ・企業誘致等推進事業 18 負担金、補助及び交付金 企業再投資促進補助金 中小企業再投資促進奨励金	△75,368 6,219	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 企業再投資促進補助金 補正後201,107,000円－補正前276,475,000円 中小企業再投資促進奨励金 補正後6,414,000円－補正前195,000円

8-2-1 道路橋りょう費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
<b>〔道路施設長寿命化事業〕</b>		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ （財源更正） 〈特定財源〉 国 5,709千円 補正後22,680,000円×5.5/10 －補正前30,750,000円×5.5/10×0.4

歳 出  
 8 款 土木費  
 3 項 河川費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 河川費	773,589	△164,317	609,272	△50,700	△15,200		△98,417	14工 事 請 負 費	△164,317
計	773,589	△164,317	609,272	△50,700	△15,200		△98,417		

8 款 土木費  
 4 項 都市計画費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 都 市 計 画 費	190,113	2,711	192,824			813	1,898	18負担金、 補助及び 交 付 金	2,711

8-3-1 河川費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[雨水貯留施設整備事業]	△164,317	<p>★★★★★ 政策の事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉</p> <p>国 △33,800千円 補正後442,600,000円×1/2            -補正前510,200,000円×1/2</p> <p>県 △16,900千円 補正後442,600,000円×1/4            -補正前510,200,000円×1/4</p> <p>地 △15,200千円            補正後 (36,600,000円-27,450,000円)×90%            -補正前 (104,200,000円-78,150,000円)×90%</p> <p>補正後442,683,000円-補正前607,000,000円</p>
14 工事請負費		
	雨水貯留施設設置工事費 (特定都市河川浸水被害対策推進事業)	

8-4-1 都市計画費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[公共交通維持確保事業]	2,711	<p>★★★★★ 政策の事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉</p> <p>そ 813千円 地域公共交通計画策定負担金返還金</p> <p>補正後5,423,000円-補正前2,712,000円</p>
・地域公共交通計画策定等事業		
18 負担金、補助及び交付金	地域公共交通計画策定負担金	

歳出  
 8款 土木費  
 4項 都市計画費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2 都市 整備費	195,980		195,980	△3,270	100		3,170	12委託料	
								21補償、 補填及び 賠償金	
計	527,634	2,711	530,345	△3,270	100	813	5,068		

8款 土木費  
 6項 下水道費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 下水道費	519,714	530	520,244				530	27繰出金	530
計	519,714	530	520,244				530		

8-4-2 都市整備費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	<b>〔都市計画道路整備事業（江南通線）〕</b>	<b>0</b>	
12	委託料		★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★
	物件調査委託料（社会資本整備総合交付金事業）	△15,213	〈特定財源〉
	物件調査委託料	15,213	国 △3,270千円 補正後21,000,000円×5/10 －補正前27,540,000円×5/10
21	補償、補填及び賠償金		地 100千円
	街路改良補償費（社会資本整備総合交付金事業）	△19,140	補正後（21,000,000円－10,500,000円）×90% －補正前（20,700,000円－10,350,000円）×90%
	街路改良補償費（単市事業）	19,140	
			物件調査委託料（社会資本整備総合交付金事業） 補正後0円－補正前15,213,000円 街路改良補償費（社会資本整備総合交付金事業） 補正後0円－補正前19,140,000円

8-6-1 下水道費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	<b>〔下水道経営事業〕</b>	<b>530</b>	
	・下水道事業会計繰出事業		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
27	繰出金		
	下水道事業会計繰出金		補正後520,244,000円－補正前519,714,000円

歳 出  
 9 款 消防費  
 1 項 消防費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 消 防 総 務 費	455,303	3,322	458,625	1,107			2,215	10需用費	3,322
計	1,312,767	3,322	1,316,089	1,107			2,215		

10 款 教育費  
 4 項 社会教育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 文 化 交 流 費	104,508	10,386	114,894				10,386	18負担金、 補助及び 交付金	10,386
計	427,984	10,386	438,370				10,386		

9-1-1 消防総務費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	3,322		
〔消防団運営事業〕			
- 消防団運営事業（非常備）			
10 需用費			
消耗品費			
消防団員被服等貸与品			
		〈特定財源〉	
		国 1,107千円	3,322,000円×1/3
		高視認性活動服の配備	
		補正後4,098,000円－補正前776,000円	

10-4-2 文化交流費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	10,386		
〔国指定重要文化財「曼陀羅寺正堂及び書院」防災施設整備補助事業〕			
18 負担金、補助及び交付金			
文化財保存事業費補助金			
		★★★★★	政策的事業 ★★★★★
		目的	国指定重要文化財の保護
		内容	文化財保存事業費補助金の交付

歳出  
 10款 教育費  
 5項 保健体育費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2 学 校 給 食 費	1,333,638	△3,860	1,329,778				△3,860	1報 酬	△2,666
								3職 員 手 当 等	△566
								4共 済 費	△588
								8旅 費	△40
計	1,575,058	△3,860	1,571,198				△3,860		

10-5-2 学校給食費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<b>△3,860</b>	
<b>〔給食調理事業〕</b>	<b>△2,666</b>	会計年度任用職員 補正後0円－補正前2,666,000円
1 報酬		期末手当 補正後0円－補正前307,000円
会計年度任用職員		勤勉手当 補正後0円－補正前259,000円
3 職員手当等	△566	社会保険料等 補正後0円－補正前524,000円
期末手当	△307	労働保険料 補正後0円－補正前64,000円
勤勉手当	△259	費用弁償 補正後0円－補正前40,000円
4 共済費	△588	
社会保険料等	△524	
労働保険料	△64	
8 旅費	△40	
費用弁償		

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(変更分)

款	項	事業名	全体計画					
			年度	年割額	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	第7次総合事業計画	令和8	千円 5,170	千円	千円	千円	千円 5,170
			9	4,169				4,169
			計	9,339				9,339
		地域強化事業	8	726				726
			9	583				583
			計	1,309				1,309

令和6年度末 までの 支出額	令和7年度末 までの 支出額	令和8年度 支出予定額	令和8年度末 までの 支出予定額	令和9年度 以降 支出予定額	継続費の 総額に対 する進捗率
千円	千円	千円 5,170	千円 5,170	千円	% 55.4
				4,169	44.6
		5,170	5,170	4,169	100.0
		726	726		55.5
				583	44.5
		726	726	583	100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加分)

事 項	限 度 額	令和7年度末までの 支 出 ( 見 込 ) 額	
		期 間	金 額
コミュニティセンター指定管理料	114,306	—————	—————
児童館指定管理料	44,296	—————	—————

[単位:千円]

令和8年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
令和9年度 ～ 令和12年度	114,306				114,306
令和9年度 ～ 令和12年度	44,296				44,296

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び

当該年度末における現在高の見込みに関する調書

[単位：千円]

区 分	令和6年度末 現在高	令和7年度末 現在高 見込額	令和8年度中増減見込		令和8年度末 現在高 見込額
			令和8年度中 起債見込額	令和8年度中 元金償還 見込額	
1 普通債	8,984,629	11,214,313	2,259,800	1,189,742	12,284,371
(1) 総務	2,513,541	2,841,390	8,000	199,763	2,649,627
(2) 民生	476,562	1,224,416	1,645,300	50,481	2,819,235
(3) 衛生	4,896	3,301		1,384	1,917
(4) 農林水産業	378,281	391,161	11,100	47,702	354,559
(5) 土木	2,227,519	1,979,558	210,500	273,753	1,916,305
(6) 消防	210,470	390,606	103,200	51,970	441,836
(7) 教育	3,173,360	4,383,881	281,700	564,689	4,100,892
2 その他	12,883,499	11,511,469		1,316,364	10,195,105
(1) 減収補てん債	69,950	65,598		4,355	61,243
(2) 減税補てん債	21,445	3,826		3,826	
(3) 臨時財政対策債	12,792,104	11,442,045		1,308,183	10,133,862
合 計	21,868,128	22,725,782	2,259,800	2,506,106	22,479,476

令和 8 年度江南市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度江南市の介護保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,552千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,974,059千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 5 日提出

江南市長 澤田 和延

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 2,003,692	千円 1,276	千円 2,004,968
	2 国庫補助金	464,060	1,276	465,336
6 繰入金		1,483,760	1,276	1,485,036
	1 一般会計繰入金	1,281,198	1,276	1,282,474
歳入合計		8,971,507	2,552	8,974,059

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 109,205	千円 2,552	千円 111,757
	1 総 務 管 理 費	27,215	2,552	29,767
歳 出 合 計		8,971,507	2,552	8,974,059

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 国庫支出金	千円 2,003,692	千円 1,276	千円 2,004,968
6 繰入金	1,483,760	1,276	1,485,036
歳入合計	8,971,507	2,552	8,974,059

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 総務費	千円 109,205	千円 2,552	千円 111,757
歳出合計	8,971,507	2,552	8,974,059

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 1,276	千円	千円 1,276	千円
1,276		1,276	

## 2 歳 入

### 2 款 国庫支出金

### 6 款 繰入金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
2	国庫支出金	2,003,692	1,276	2,004,968
	2 国庫補助金	464,060	1,276	465,336
	6 事務費補助金	2,898	1,276	4,174
6	繰入金	1,483,760	1,276	1,485,036
	1 一般会計繰入金	1,281,198	1,276	1,282,474
	5 その他一般会計繰入金	106,247	1,276	107,523
	計	8,971,507	2,552	8,974,059

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
1 事務補助費	金	1,276	[介護保険課] 事務費補助金
1 事務繰入	費金	1,276	[介護保険課] 事務費繰入金

### 3 歳 出

1 款 総務費  
1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 総 務 管 理 費	27,215	2,552	29,767	1,276		1,276		12委託料	2,552
計	27,215	2,552	29,767	1,276		1,276			

1-1-1 総務管理費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[介護保険システム等改修事業] 12 委託料 システム改修委託料	2,552	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉</p> <p>国 1,276千円 補正後8,349,000円×1/2            ー補正前5,797,000円×1/2</p> <p>そ 1,276千円 一般会計繰入金            補正後4,175,000円ー補正前2,899,000円</p> <p>介護保険法施行規則の一部改正に伴うシステム改修            補正後8,349,000円ー補正前5,797,000円</p>



令和8年度江南市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和8年度江南市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和8年度江南市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 水道事業収益	1,810,208 千円	8,092 千円	1,818,300 千円
第2項 営業外収益	500,067 千円	8,092 千円	508,159 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額924,355千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,013,366千円」に、「過年度分損益勘定留保資金755,030千円」を「過年度分損益勘定留保資金835,949千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額84,325千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額92,417千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	416,714 千円	△ 89,011 千円	327,703 千円
第5項 補助金	110,000 千円	△ 89,011 千円	20,989 千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,341,069 千円	0 千円	1,341,069 千円
第1項 建設改良費	1,227,252 千円	0 千円	1,227,252 千円

令和8年6月5日提出

江南市長 澤田 和延

# 令和8年度江南市水道事業会計補正予算実施計画

## 収益的収入及び支出

収入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業 収 益			1,810,208	8,092	1,818,300
	2 営業外収益		500,067	8,092	508,159
		4 消費税及び地方消費税 還 付 金	53,478	8,092	61,570

## 資本的収入及び支出

収入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資本的 収 入			416,714	△ 89,011	327,703
	5 補助金		110,000	△ 89,011	20,989
		1 国庫補助金	110,000	△ 89,011	20,989

支出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資本的 支 出			1,341,069		1,341,069
	1 建設改良費		1,227,252		1,227,252
		2 水道建設改良費	1,093,510		1,093,510

令和8年度江南市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

[単位：千円]

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	146,186
減価償却費	470,515
固定資産除却費	11,200
引当金の増減額 (△は減少)	△ 2,110
長期前受金戻入額	△ 135,889
受取利息及び受取配当金	△ 3,045
支払利息	23,594
未収金の増減額 (△は増加)	△ 64,560
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 3,324
未払金の増減額 (△は減少)	6,932
小計	449,499
利息及び配当金の受取額	3,045
利息の支払額	△ 23,594
業務活動によるキャッシュ・フロー	428,950
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,100,963
有形固定資産の売却による収入	2
分担金及び負担金による収入	172,899
補助金等による収入	29,081
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 898,981
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	150,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 111,817
財務活動によるキャッシュ・フロー	38,183
資金増加額 (又は減少額)	△ 431,848
資金期首残高	1,071,640
資金期末残高	639,792

令和 8 年 度 江 南 市 水 道 事 業 予 定 貸 借 対 照 表

(令和9年3月31日)

[単位：千円]

		資 産 の 部	
1	固 定 資 産		
(1)	有形固定資産		
	イ 土地		242,214
	ロ 建物	363,634	
	減価償却累計額	△ 203,503	160,131
	ハ 構築物	23,684,107	
	減価償却累計額	△ 11,818,386	11,865,721
	ニ 機械及び装置	2,195,399	
	減価償却累計額	△ 1,641,253	554,146
	ホ 車両運搬具	14,009	
	減価償却累計額	△ 12,155	1,854
	ヘ 工具器具及び備品	10,294	
	減価償却累計額	△ 9,760	534
	ト 建設仮勘定		138,205
	有形固定資産合計		12,962,805
(2)	無形固定資産		
	電話加入権		1,392
	無形固定資産合計		1,392
	固定資産合計		12,964,197
2	流 動 資 産		
(1)	現金預金		639,792
(2)	未収金	365,941	
	貸倒引当金	△ 500	365,441
(3)	貯蔵品		2,525
	流動資産合計		1,007,758
	資産合計		13,971,955

負 債 の 部

3	固定負債		
	企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,655,175	
	企業債合計	<u>1,655,175</u>	1,655,175
	固定負債合計		1,655,175
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	112,890	
	企業債合計	<u>112,890</u>	112,890
	(2) 未払金		144,034
	(3) 引当金		
	賞与引当金	9,737	
	引当金合計	<u>9,737</u>	9,737
	(4) 預り金		3,872
	(5) その他流動負債		2,000
	流動負債合計	<u>272,533</u>	272,533
5	繰延収益		
	長期前受金		6,998,966
	長期前受金収益化累計額	△ 3,447,463	
	繰延収益合計	<u>3,551,503</u>	3,551,503
	負債合計		<u>5,479,211</u>

資 本 の 部

6	資本金		
	イ 固有資本金	19,946	
	ロ 出資金	1,182,247	
	ハ 組入資本金	6,161,586	
	資本金合計	<u>7,363,779</u>	7,363,779
7	剰余金		
	(1) 資本剰余金		
	イ 負担金	196,744	
	ロ 受贈財産評価額	50,749	
	ハ 分担金	110,793	
	資本剰余金合計	<u>358,286</u>	358,286
	(2) 利益剰余金		
	当年度未処分利益剰余金	770,679	
	利益剰余金合計	<u>770,679</u>	770,679
	剰余金合計		<u>1,128,965</u>
	資本合計		<u>8,492,744</u>
	負債資本合計		<u>13,971,955</u>

令和8年度江南市水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

収入

1 款 水道事業収益

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	水道事業収益		1,810,208	8,092	1,818,300		
	2	営業外収益	500,067	8,092	508,159		
		4 消費税及び地方 消費税還付金	53,478	8,092	61,570	1 消費税及び地方 消費税還付金	8,092

[単位：千円]

説	明
消費税及び地方消費税還付金	

## 資 本 的 収 入 及 び 支 出

### 収 入

1 款 資 本 的 収 入

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1		資本的収入	416,714	△ 89,011	327,703		
	5	補助金	110,000	△ 89,011	20,989		
		1 国庫補助金	110,000	△ 89,011	20,989	1 国庫交付金	△ 89,011

### 支 出

1 款 資 本 的 支 出

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1		資本的支出	1,341,069		1,341,069		
	1	建設改良費	1,227,252		1,227,252		
		2 水道建設改良費	1,093,510		1,093,510	24 工事請負費	

[単位：千円]

説	明
社会資本整備総合交付金（防災・安全）	

1-1-2 水道建設改良費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
<b>〔基幹管路更新事業〕</b> ・基幹管路更新工事事業 24 工事請負費 基幹管路更新工事費	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★  （財源更正）  〈特定財源〉 国 △89,011千円 補正後62,967,000円×1/3－補正前330,000,000円×1/3



令和8年度江南市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度江南市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和8年度江南市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を

次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	1,144,579 千円	0 千円	1,144,579 千円
第1項 営業収益	543,453 千円	0 千円	543,453 千円
第2項 営業外収益	601,125 千円	0 千円	601,125 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	1,328,498 千円	0 千円	1,328,498 千円
第1項 営業費用	1,135,415 千円	0 千円	1,135,415 千円
第2項 営業外費用	192,033 千円	0 千円	192,033 千円

令和8年6月5日提出

江南市長 澤田 和延



# 令和8年度江南市下水道事業会計補正予算実施計画

## 収益的収入及び支出

収入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業収益			1,144,579	0	1,144,579
	2 営業外収益		601,125	0	601,125
		1 他会計負担金	252,829	530	253,359
		3 補助金	2,100	△ 530	1,570

支出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費用			1,328,498		1,328,498
	1 営業費用		1,135,415		1,135,415
		5 排水設備費	14,332		14,332

令和8年度江南市下水道事業会計補正予算事項別明細書  
 収益的収入及び支出  
 収入

1款 下水道事業収益

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	下水道事業収益		1,144,579	0	1,144,579		
	2	営業外収益	601,125	0	601,125		
		1 他会計負担金	252,829	530	253,359	1 他会計負担金	530
		3 補助金	2,100	△ 530	1,570	1 国庫補助金	△ 530

[単位:千円]

説	明
一般会計負担金	
社会資本整備総合交付金(下水道事業) 排水設備費交付金	

# 支 出

## 1款 下水道事業費用

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	下水道事業費用		1,328,498		1,328,498		
	1	営業費用	1,135,415		1,135,415		
		5 排水設備費	14,332		14,332		

説 明	
事 業	備 考
	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>以下、政策的事業</p>
[排水設備関連事業]	<p>(財源更正)</p> <p>〈特定財源〉</p> <p>国 △530千円</p> <p>補正後2,910,000円×1/3－補正前4,500,000円×1/3</p> <p>そ 530千円 一般会計負担金</p> <p>補正後12,144,000円－補正前11,614,000円</p>

令和8年報告第3号

令和7年度江南市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、  
別紙のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

江南市長 澤田 和延

令和7年度江南市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 通次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前年度 通次 繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国 県 支出金	地方債	その他
2	1	次世代高度情報通信 ネットワーク更新事業	26,770,000	18,739,000		18,739,000	18,738,676	324	324	324			
3	1	障害福祉計画策定事業	1,952,000	1,296,000		1,296,000	1,295,800	200	200	200			
合 計			28,722,000	20,035,000		20,035,000	20,034,476	524	524	524			

(参考)

令和7年度江南市一般会計継続費繰越計算書明細表

(単位：円)

款	項	事業名	継続費予算現額		契約額等	当該年度執行額	翌年度繰越額		
			予算計上額	通次繰越額					
2 総務費	1 総務管理費	次世代高度情報通信ネットワーク更新事業	令和7年度	負担金、補助及び交付金	18,739,000		18,738,676	18,738,676	324
				計	18,739,000		18,738,676	18,738,676	324
			令和8年度	負担金、補助及び交付金	8,031,000	324	8,030,861		
				計	8,031,000	324	8,030,861		
			計	26,770,000		26,769,537			
3 民生費	1 社会福祉費	障害福祉計画策定事業	令和7年度	委託料	1,296,000		1,295,800	1,295,800	200
				計	1,296,000		1,295,800	1,295,800	200
			令和8年度	委託料	656,000	200	655,600		
				計	656,000	200	655,600		
			計	1,952,000		1,951,400			
合 計					28,722,000		28,720,937		

令和8年報告第4号

令和7年度江南市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、  
別紙のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

江南市長 澤田 和延

令和7年度江南市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
2 総務費	1 総務管理費	防災行政無線改修事業	284,827,000	284,826,300		地 282,900,000	1,926,300
	3 戸籍住民基本 台帳費	戸籍総合システム改修事業	1,848,000	1,848,000		国 1,775,000	73,000
		住民基本台帳システム改修事業	7,073,000	7,073,000		国 6,795,000	278,000
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	1,321,000	1,321,000		国 1,321,000	
		児童館（（仮称）多世代交流プラザ）開館準備事業	19,470,000	19,470,000	そ 960,200		18,509,800

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
7 商工費	1 商工費	曾本地区工業用地整備推進事業	2,167,000	2,167,000			2,167,000
8 土木費	3 河川費	雨水貯留施設整備事業	48,151,000	48,151,000		国 県 地 13,800,000 6,900,000 6,200,000	21,251,000
	4 都市計画費	交通結節点整備事業（布袋駅東地区）	32,940,000	32,938,592		国 地 6,148,000 5,500,000	21,290,592
		布袋駅付近鉄道高架化整備事業	3,749,000	3,748,200			3,748,200
		都市計画道路整備事業（曾本地区工業用地）	33,700,000	33,700,000			33,700,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
10 教育費	2 小学校費	学校施設改修（LED化）事業（小学校）	112,409,000	112,409,000		国 地 33,282,000 66,400,000	12,727,000
	3 中学校費	学校施設改修（LED化）事業（中学校）	38,313,000	38,313,000		国 地 11,324,000 22,600,000	4,389,000
合 計			585,968,000	585,965,092	960,200	464,945,000	120,059,892

(参考)  
令和7年度江南市一般会計繰越明許費繰越計算書明細表

(単位：円)

款	項	事業名	歳出予算額		契約額等	当該年度 執行額	繰越明許費 予算額	翌年度繰越額
2	1 総務管理費	防災行政無線改修事業	委託料	11,880,000	11,880,000	0	11,880,000	11,880,000
			工事請負費	434,493,000	434,492,300	161,546,000	272,947,000	272,946,300
			計	446,373,000	446,372,300	161,546,000	284,827,000	284,826,300
	3 戸籍住民基本 台帳費	戸籍総合システム改修事業	委託料	1,848,000	1,848,000	0	1,848,000	1,848,000
			計	1,848,000	1,848,000	0	1,848,000	1,848,000
		住民基本台帳システム改修事業	委託料	7,073,000	7,073,000	0	7,073,000	7,073,000
計	7,073,000		7,073,000	0	7,073,000	7,073,000		
3	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	職員手当等	215,000	214,056	192,056	22,000	22,000
			役務費	3,415,000	2,299,026	2,280,026	19,000	19,000
			負担金、補助及び交付金	310,260,000	295,480,000	294,200,000	1,280,000	1,280,000
			計	313,890,000	297,993,082	296,672,082	1,321,000	1,321,000
		児童館（（仮称）多世代交流プラザ）開館 準備事業	備品購入費	19,470,000	19,470,000	0	19,470,000	19,470,000
			計	19,470,000	19,470,000	0	19,470,000	19,470,000
7	1 商工費	曾本地区工業用地整備推進事業	委託料	3,069,000	2,167,000	0	2,167,000	2,167,000
			計	3,069,000	2,167,000	0	2,167,000	2,167,000
8	3 河川費	雨水貯留施設整備事業	工事請負費	66,961,000	66,961,000	18,810,000	48,151,000	48,151,000
			計	66,961,000	66,961,000	18,810,000	48,151,000	48,151,000
	4 都市計画費	交通結節点整備事業（布袋駅東地区）	委託料	553,000	553,000	437,800	116,000	115,200
			公有財産購入費	14,563,000	14,414,749	11,308,140	3,107,000	3,106,609
			補償、補填及び賠償金	101,140,000	101,139,585	71,422,802	29,717,000	29,716,783
			計	116,256,000	116,107,334	83,168,742	32,940,000	32,938,592
		布袋駅付近鉄道高架化整備事業	負担金、補助及び交付金	8,215,000	8,215,000	4,466,800	3,749,000	3,748,200
			計	8,215,000	8,215,000	4,466,800	3,749,000	3,748,200
	都市計画道路整備事業（曾本地区工業用 地）	委託料	33,700,000	33,700,000	0	33,700,000	33,700,000	
		計	33,700,000	33,700,000	0	33,700,000	33,700,000	

款	項	事業名	歳出予算額		契約額等	当該年度 執行額	繰越明許費 予算額	翌年度繰越額
10 教育費	2 小学校費	学校施設改修（LED化）事業（小学校）	工事請負費	112,409,000	112,409,000	0	112,409,000	112,409,000
			計	112,409,000	112,409,000	0	112,409,000	112,409,000
	3 中学校費	学校施設改修（LED化）事業（中学校）	工事請負費	38,313,000	38,313,000	0	38,313,000	38,313,000
			計	38,313,000	38,313,000	0	38,313,000	38,313,000
合 計			1,167,577,000	1,150,628,716	564,663,624	585,968,000	585,965,092	

令和8年報告第5号

令和7年度江南市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

江南市長 澤田 和延

令和7年度江南市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫支出金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	基幹管路更新工事業 (基幹管路更新工事費)	円 380,626,000	円 246,026,000	円 134,600,000	円 23,940,000	円 110,660,000	円 0	円 0	年度内に工事を完了することができなかったため。

令和8年報告第6号

令和7年度江南市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

江南市長 澤田 和延

令和7年度江南市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫支出金	他会計負担金	当年度損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	〔雨水貯留施設整備事業〕 流入管布設工事費 (社会資本整備総合交付金事業)	854,034,000	476,569,100	254,340,000	227,700,000	26,580,000	60,000	0	123,124,900	0	年度内に工事を完了することができなかったため。
		〔雨水貯留施設整備事業〕 上部整備工事費(単市事業)	115,089,000	40,830,000	61,738,000	61,700,000	0	38,000	0	12,521,000	0	年度内に工事を完了することができなかったため。
		〔受益者負担金等賦課徴収事業〕 受益者負担金システム改修委託料	18,473,000	0	14,592,000	0	0	0	14,592,000	3,881,000	0	年度内に業務を完了することができなかったため。
合計			987,596,000	517,399,100	330,670,000	289,400,000	26,580,000	98,000	14,592,000	139,526,900	0	

令和8年報告第7号

令和8年度江南市土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

江南市長 澤田 和延

# 令和 8 年 度 江 南 市 土 地 開 発 公 社 予 算 書

## 令和 8 年度江南市土地開発公社予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度江南市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 事業収益	2,003 千円
第 1 項 公有地取得事業収益	1 千円
第 2 項 附帯等事業収益	2,002 千円
第 2 款 事業外収益	21 千円
第 1 項 受取利息	1 千円
第 2 項 有価証券利息	20 千円

支 出

第 1 款 事業原価	1 千円
第 1 項 公有地取得事業原価	1 千円
第 2 款 販売費及び一般管理費	279 千円
第 1 項 販売費及び一般管理費	279 千円

令和8年度江南市土地開発公社予算実施計画書

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額
1. 事業収益			2,003
	1. 公有地取得 事業収益		1
		1. 公有用地売却収益	1
	2. 附帯等事業収益		2,002
		1. 保有土地賃貸等収益	2,002
2. 事業外収益			21
	1. 受取利息		1
		1. 受取利息	1
	2. 有価証券利息		20
		1. 有価証券利息	20

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額
1. 事業原価			1
	1. 公有地取得 事業原価		1
		1. 公有用地売却原価	1
2. 販売費及び 一般管理費			279
	1. 販売費及び 一般管理費		279
		1. 経費	279

令和7年度江南市土地開発公社予定損益計算書  
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

1. 事業収益		
(1) 附帯等事業収益	2,002	<u>2,002</u>
2. 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費 (事業利益)	136	<u>136</u> 1,866
3. 事業外収益		
(1) 受取利息	7	
(2) 有価証券利息	<u>20</u>	<u>27</u>
当期純利益		<u><u>1,893</u></u>

令和7年度江南市土地開発公社予定貸借対照表  
(令和8年3月31日)

(単位：千円)

(資産の部)		
1. 流動資産		
(1) 現金預金	3,477	
(2) 公有用地	<u>375,391</u>	
流動資産合計		<u>378,868</u>
2. 固定資産		
(1) 投資有価証券	<u>10,000</u>	
固定資産合計		<u>10,000</u>
資産合計		<u><u>388,868</u></u>
(負債の部)		
1. 流動負債		
(1) 未払金	1	
(2) 短期借入金	<u>0</u>	
流動負債合計		<u>1</u>
2. 固定負債		
(1) 長期借入金	<u>374,311</u>	
固定負債合計		<u>374,311</u>
負債合計		<u><u>374,312</u></u>
(資本の部)		
1. 資本金		
(1) 基本財産	<u>10,000</u>	
資本金合計		<u>10,000</u>
2. 準備金		
(1) 前期繰越準備金	2,663	
(2) 当期純利益	<u>1,893</u>	
準備金合計		<u>4,556</u>
資本合計		<u>14,556</u>
負債・資本合計		<u><u>388,868</u></u>

(注) たな卸資産の評価基準及び評価方法  
    公有用地、代替地・・・個別法による原価法。

令和 8 年度江南市土地開発公社予定貸借対照表  
(令和 9 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

(資産の部)		
1. 流動資産		
(1) 現金預金	5,222	
(2) 公有用地	375,391	
流動資産合計		<u>380,613</u>
2. 固定資産		
(1) 投資有価証券	<u>10,000</u>	
固定資産合計		<u>10,000</u>
資産合計		<u><u>390,613</u></u>
(負債の部)		
1. 流動負債		
(1) 未払金	1	
(2) 短期借入金	<u>0</u>	
流動負債合計		<u>1</u>
2. 固定負債		
(1) 長期借入金	<u>374,311</u>	
固定負債合計		<u>374,311</u>
負債合計		<u><u>374,312</u></u>
(資本の部)		
1. 資本金		
(1) 基本財産	<u>10,000</u>	
資本金合計		<u>10,000</u>
2. 準備金		
(1) 前期繰越準備金	4,556	
(2) 当期純利益	<u>1,745</u>	
準備金合計		<u>6,301</u>
資本合計		<u><u>16,301</u></u>
負債・資本合計		<u><u>390,613</u></u>

令和 8 年度江南市土地開発公社予定公有用地等取得原価計算書

(令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日)

直接費

(1) 支払利息	0 千円
計	0 千円
当年度公有地取得原価	0 千円
前年度末未処分用地	375,391 千円
当年度用地売却原価	0 千円
当年度末未処分用地	375,391 千円

令和8年度江南市土地開発公社予算細目説明書

収益的收入及び支出

収 入

第1款 事業収益

第1項 公有地取得事業収益

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 公有用地 売却収益	1	1	0	1. 公有用地 売却収益	1	

第2項 附帯等事業収益

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 保有土地 賃貸等 収益	2,002	2,002	0	1. 土地貸付 収益	2,002	電柱 1,500円×1本 砕石・砂利プラント及び 陸砂利原石堆積場 608,748円 (515㎡) 207,814円 (235㎡) 建設発生土堆積場 964,538円 (816㎡) 物流倉庫 219,970円 (155.26㎡)

第2款 事業外収益

第1項 受取利息

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 受取利息	1	1	0	1. 受取利息	1	普通預金利子

第2項 有価証券利息

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 有価証券 利息	20	20	0	1. 有価証券 利息	20	岡山県平成28年度第2回公募公債 利息 (R9.3.31満期)

支 出

第1款 事業原価

第1項 公有地取得事業原価

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 公有用地 売却原価	1	1	0	1. 公有用地 売却原価	1	

第2款 販売費及び一般管理費

第1項 販売費及び一般管理費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 経費	279	160	119	1. 報酬	18	監事報酬 5,700円×3回
				8. 旅費	6	普通旅費
				10. 需用費	10	消耗品費 5 印刷製本費 5
				12. 役務費	1	残高証明発行手数料
				26. 公租公課	244	法人県民税均等割 21 法人市民税均等割 50 固定資産税 173

令和8年度江南市土地開発公社資金計画書

(単位：千円)

区 分	前年度決算見込額	当年度予定額	増 減
受入資金	3,613	5,501	1,888
公有地取得事業収益	0	1	1
附帯等事業収益	2,002	2,002	0
事業外収益	27	21	△ 6
借入金	0	0	0
前年度繰越金	1,584	3,477	1,893
支払資金	136	279	143
公有地取得事業費	0	0	0
販売費及び一般管理費	136	279	143
借入金償還金	0	0	0
差 引	3,477	5,222	1,745